

平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る要望

平成29年6月
熊本県

我が国観測史上初めて、震度7が連続して発生した「平成28年熊本地震」から1年が経過しました。本県は今、被災者の住まいの再建や経済の再生、交通インフラの復旧など、本格的な復興の段階を迎えています。被災された方々の一日も早い生活再建と被災地の復興に向けて、県民の皆様とともに歩みを進めています。

国におかれましては、発災後直ちに政府の総力を結集し、迅速な被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の早期指定、財政面における3度の補正予算や平成29年度予算等を通じ、多くの具体的支援を実現いただきました。さらに、平成29年度の税制改正では、災害関連税制の常設化など復旧・復興に役立つ所要の措置を盛り込んでいただきました。このような国の強力な御支援により、応急復旧をはじめとする第一段階は何とか乗り切る見通しが立ちつつあります。様々な御支援、御尽力に対し、県民を代表して深く感謝申し上げます。

本県では、昨年12月に「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を基本に「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一本化し、熊本の将来の礎を築くために重点的に推進する取組みを明らかにした、「熊本復旧・復興4カ年戦略」をとりまとめました。この戦略のもと、「災害に強く誇れる資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」を目指し、総力を挙げて被災者の生活再建や経済の再生などに取り組んで参る所存です。

貴省（府）におかれては、一日も早い県民一人一人の生活再建と熊本の更なる発展につながる創造的復興が実現できるよう、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

平成29年6月

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 岩下 栄一

目 次

共通項目

地方負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置 …1

内閣府

新たなまちづくりに向けた復興交付金制度の創設 …3

【併せて、財務省に要望】

災害救助法制度の見直し …5

罹災証明制度の見直し等 …8

被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実 …9

被災者の避難生活の改善に対する支援の充実 …11

総務省

デジタルアーカイブ及び震災遺構の保存等に係る財政支援制度の創設 …13

【併せて、内閣府・文部科学省に要望】

合併市町村に係る地方債の発行期間の特例措置 …14

都道府県と市町村が一体となった職員派遣（短期）の法制化 …16

法務省

外国人材の活躍機会の拡大 …17

【併せて、内閣府、厚生労働省、経済産業省に要望】

文部科学省

学校施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充 …20

心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実 …22

熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等 …24

厚生労働省

被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等 …26

医療・福祉施設に係る防災対策等の推進 …28

農林水産省

農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実・強化 …31

経済産業省

グループ補助金等に係る財政支援措置の充実 …33

国土交通省

被災地の迅速な復旧・復興に必要となるインフラ整備等 …34

被災地のまちづくりに必要な事業の予算確保及び制度拡充 …36

大規模災害時の公共土木施設災害復旧に対する財政支援 …39

地震により増大する維持管理費に対する財政支援 …40

所有者不明等の土地の取得に係る特例制度の創設 …41

被災宅地復旧支援事業の継続 …42

被災者の住まい再建・確保に向けた支援 …43

阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援 …45

南阿蘇鉄道等の早期復旧に向けた支援 …46

観光地復興のための支援 …47

環境省

被災動物の救護支援 …51

地方負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置

【各府省庁】

提案・要望事項

県や被災市町村の財政負担については、政府を挙げての強力な支援により、その最小化が図られてきた。

しかし、震災からの復興には、まだ長い時間と多額の経費を要することから、中長期の財源が確保できるよう、今年度以降も地方の財政負担の最小化のための立法措置を含めた特別な財政措置の継続実施をお願いしたい。

また、県も被災市町村も熊本の再生に向けて、復旧・復興を加速化させる必要があるが、復興を進める上で、その財源が多額に必要となることで、復興事業全体の進捗に影響を及ぼすことが懸念される。

そのため、これから本格化していく復興事業についても、復旧事業と同様に手厚い財政措置を講ずるようお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

・被害状況：死者 228 人、住家被害 190,809 棟(H29. 5. 16 時点)

・総事業費：平成 28 年度地震関係[県予算]5,323 億円

[被災市町村*予算]2,832 億円 ※歳入欠かん等債発行対象 21 団体

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
補助制度の創設・補助率嵩上げ	激甚災害指定及び補助制度の創設・補助率嵩上げ	補助制度の創設・補助率嵩上げ、補助率嵩上げの継続
地方負担分（裏負担・単独事業）への十分な交付税措置	復興基金創設のための特別交付税の別枠措置、普通交付税・特別交付税の算定方法の特例措置	地方負担分への十分な交付税措置の継続

3 要望の詳細

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率嵩上げ、それらに合わせた地方財政措置の拡充などの手厚い財政支援を講じていただいたが、復旧・復興には長い期間と多額の費用が必要なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。

特に、熊本の将来の発展に向けて、創造的な復興を加速するため、復旧事業に対する継続的な支援はもとより、今後本格化する復興事業についても補助制度の創設や補助率の嵩上げとともに、地方負担分についても、十分な交付税措置を講じていただきたい。

(県で予定している主な復興事業の例)

- ・被災者の住まい再建
- ・阿蘇へのアクセスルート（道路、鉄道）の回復
- ・益城町の復興まちづくり
- ・被災企業の事業再建
- ・阿蘇くまもと空港の創造的復興 など

(被災市町村で予定されている主な復興事業の例)

- ・都市防災総合推進事業
- ・被災市街地土地区画整理事業
- ・災害公営住宅整備事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・宅地耐震化推進事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業、市街地液状化対策事業）など

新たなまちづくりに向けた復興交付金制度の創設

【内閣府、財務省】

提案・要望事項

熊本地震により、益城町や南阿蘇村、西原村では家屋の倒壊や道路の寸断、宅地被害等、集落全体が面的に壊滅的な被害を受けている。

震災からの復興を真に実現するためには、原形復旧を原則とする災害復旧事業だけではなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興に取り組む総合的な財政支援が不可欠である。

このため、東日本大震災時に創設された復興交付金のような補助率の嵩上げとともに、幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な交付金制度を創設していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

東日本大震災においては、著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは困難な市街地再生等の復興まちづくりについて、以下のような事業が復興交付金事業として位置づけられ、地方負担が大幅に軽減された。

No	事業名	補助率	
		東日本大震災	熊本地震
①	公立学校施設整備費国庫負担事業（学校施設環境改善事業含む）	3/4	1/2
②	医療施設耐震化事業	3/4	1/2
③	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	3/4	なし
④	道路事業（復興計画に位置付けられた道路整備、防災・震災対策等）	8/10	6/10
⑤	災害公営住宅整備事業	7/8	<u>3/4</u>
⑥-1	災害公営住宅家賃低廉化事業	7/8	<u>3/4</u>
⑥-2	東日本大震災特別家賃低減事業	3/4	なし
⑦	小規模住宅地区改良事業	3/4	1/2
⑧	優良建築物等整備事業	7/10	<u>2/5</u>
⑨	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	2/3	1/3
⑩	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	3/4	1/2
⑪	宅地耐震化推進事業（造成宅地活動崩落緊急対策事業）	3/4	<u>1/2</u>
⑫	宅地耐震化推進事業（市街地液状化対策事業）	3/4	<u>1/2</u>
⑬	都市防災総合推進事業	3/4	1/2
⑭	下水道事業	3/4	1/2
⑮	都市公園事業	3/4	1/2
⑯	防災集団移転促進事業	7/8	3/4

※下線部分は、これまでの要望により、補助率が嵩上げされたもの。

※宅地耐震化推進事業の地方負担について、補助災害復旧事業債の対象となった。

※宅地耐震化推進事業の施行者負担への間接補助について、地方負担の8割が特別交付税措置される予定。

【被害が大きかった3団体における主な実質負担額】

⑦小規模住宅地区改良事業

【単位：百万円】

市町村名	総事業費	国庫補助	地方債	一財	実質負担額
益城町	583	291	262	30	233
南阿蘇村	6,393	3,196	2,877	320	2,557
西原村	3,090	1,545	1,390	155	1,236
計	10,066	5,032	4,529	505	4,026

⑬都市防災総合推進事業

【単位：百万円】

市町村名	総事業費	国庫補助	地方債	一財	実質負担額
益城町	17,100	8,550	7,695	855	6,840
南阿蘇村	135	67	61	7	54
西原村	145	72	65	8	58
計	17,380	8,689	7,821	870	6,952

2 要望の内容

益城町や南阿蘇村、西原村では、面的な被害が深刻な状況であり、再度災害に対し、地域が安心して元の暮らしに戻るためには、道路拡幅や避難所としての公民館や公園の整備等、災害に強いまちづくりが必要である。さらに、地域が元の賑わいを取り戻すためには、単に元に戻すだけでなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興に取り組むことが不可欠である。

そのため、東日本大震災と同様、区画整理、道路整備などのハード事業や地域づくりのためのソフト事業など、幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な財政支援を講じていただきたい。

災害救助法制度の見直し

【内閣府】

提案・要望事項

被災者に対する応急救助に関し、都道府県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法制度の見直しを行っていただきたい。併せて、次の見直しを行っていただきたい。

- (1) 罹災証明書の発行等に従事する応援職員に係る経費等を災害救助法の対象とすること
- (2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し
 - ①当初からバリアフリーの応急仮設住宅を一定割合整備可能となるよう制度の見直し
 - ②高齢独居世帯の見守りを支援するシステム（ICT）の導入に要する経費を災害救助法の対象とすること
 - ③建設型の応急仮設住宅の維持管理経費を災害救助法の対象とすること

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

家屋被害の状況（罹災証明）	世帯数（H29. 5. 12 時点）
全壊	12, 524 世帯
大規模半壊	12, 348 世帯
半壊	54, 684 世帯
一部損壊	124, 326 世帯
合計	203, 882 世帯

(1) 他都道府県からの応援職員派遣人数

9, 427 人 うち罹災証明書の発行等の災害救助費対象外業務にあたった人数 6, 089 人

(2) 応急仮設住宅の入居状況（H29. 4. 30 時点）

区分	件数	人数
応急仮設住宅	4, 157 件	10, 894 人
みなし仮設住宅	14, 895 件	34, 201 人
公営住宅等	1, 157 件	2, 523 人
計	20, 209 件	47, 618 人

① 建設後の改修対応件数：設置箇所

手摺	スロープ	段差解消	その他	計
706	21	25	44	796

※本県においては、建設当初、1割の仮設住宅にスロープを設置。

② いわゆる孤独死件数

応急仮設住宅 1件 みなし仮設住宅 4件 計5件 (H29.5.12時点)

③ 応急仮設住宅の維持管理経費

ア 平成28年度所要額(実績) 87,501千円

イ 平成29年度所要額(予算) 237,677千円

ウ 維持管理経費の内訳

- ・集会所、談話室、外灯、浄化槽、受水槽、排水槽及び共同アンテナ等共用施設の維持管理費用(電気代、水道代等)
- ・団地内通路及び団地駐車場の補修に要する経費
- ・共用施設等(給排水設備、共同アンテナ等)の修繕に要する経費
- ・浄化槽、受水槽等の保守点検に要する経費
- ・その他、応急仮設住宅を適切に管理するために必要な経費

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
あらかじめ定められた基準を超える応急救助を実施する場合	都道府県に裁量がなく、個別に国に協議が必要	都道府県の裁量による
(1) 罹災証明書の発行等に従事する応援職員に係る経費等に要する経費	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
(2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し		
①バリアフリー仕様(室内のフラット化等)の応急仮設住宅の建設	バリアフリー応急仮設住宅の建設に関する制度なし ※個別協議により対応	建設当初から一定割合を整備できるような制度の見直し
②ICTを活用した見守り体制の構築	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
③建設型の応急仮設住宅の維持管理経費	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること

3 要望の詳細

今回の地震では、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条第1項の内閣総理大臣が定める基準を超える応急救助に関しては、東日本大震災等において認められた応急救助であっても、同条第2項の規定により個別に協議を行う必要があったことから、特別協議を行い、対応していただいた。しかし、県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関する協議に時間を要するとともに、被災した避難所の修繕費、県外ドクターヘリの運航経費や避難者の入浴施設への移送経費等についても協議が必要となるなど、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況もみられた。

今後の災害を見据え、県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法の見直しを行っていただきたい。

また、熊本地震を踏まえ、被災した住宅の応急修理や生活必需品の提供などの現物給付制度について、より良い制度となるよう、見直しを検討していただきたい。

(1) 今回の熊本地震に係る対応については、国の強力な支援の下、多数の応援職員を派遣いただいた。これらの応援職員は、災害救助費の対象となる避難所運営等に限らず、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定調査業務や罹災証明書の交付等の業務にも対応していただいたが、その費用が高額となり、被災自治体の財政負担が大きなものとなった。

また、余震の長期化により車中泊による避難を行う被災者が多数発生し、グラウンド等を開放して避難車両の受入れを行わざるを得なかった避難所もあったが、その利用再開には多額の整備費用が必要となった事例もあった。

これらの費用や避難所となった指定管理施設の使用料や休業補償については、いずれも災害救助法の対象外であるため、今後の災害での被災者への応急救助における迅速な判断に影響を与えかねない。そのため、これらの費用について災害救助法の対象経費としていただきたい。

(2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し

① 現在、応急仮設住宅の建設に際しては、段差解消を図るための手摺、スロープ等を一部に設置する費用が認められているが、車椅子利用者等が利用する際、玄関やトイレ、風呂等の間口が狭かったり、段差があったりするため、建設後に改修が必要となる。

そのため、建設当初から一定割合の応急仮設住宅をバリアフリー（室内のフラット化、広い間口等）の仕様で整備できるよう、制度の見直しをお願いしたい。

② 阪神淡路大震災や東日本大震災においても問題となったいわゆる孤独死が熊本地震においても発生している。このような事案が発生しないよう、見守り体制を強化する必要があるため、高齢独居世帯の見守りを支援するシステム（ICT）の導入を行う必要がある。この導入経費について、災害救助法の対象経費としていただきたい。

③ 現在、建設型の応急仮設住宅の経費のうち、建設経費と解体経費については災害救助法の対象経費となっている。しかしながら、供与期間中の維持管理経費は、災害救助法の対象外であり自治体の負担となっている。

維持管理に当たっては、経常的に年間数億円が必要となり、経年劣化に伴う損傷箇所の補修、建設後発生した不具合（団地内の雨水排水対策）に伴う改修経費も別途発生する。

このほか、仮設住宅での生活において、子どもたちの遊び場も必要であることから、入居者等から遊び場の整備を求める声が出されている。

このため、建設型仮設住宅の建設から供与期間終了までの維持管理に係る経費を災害救助法の対象経費としていただきたい。

罹災証明制度の見直し等

【内閣府】

提案・要望事項

- ① 住家被害認定調査について、詳細な調査方法が指針に定められているため、多大な調査人員、時間及び経費が必要となっている。被災者の生活再建支援を速やかに行うためには、罹災証明書の迅速な発行が必要不可欠であることから、住家被害認定調査（指針）の簡素化を行っていただきたい。
- ② 罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、指針の見直し等を行っていただきたい。
- ③ 大規模災害発生直後の応急対応における人的資源の有効活用のため、自治体の行う住家被害認定調査等と民間保険会社が行う地震保険の損害認定調査において、効果的連携が可能となるような仕組みの構築を行っていただきたい。

【現状・課題等】

1 熊本地震における各調査の概要

調査名称	実施目的	実施主体	判定調査員	判定結果	調査実施件数
住家被害認定調査	罹災証明書の交付	市町村	主に行政職員	全壊、大規模半壊、半壊等	272,718 (H29.5.2現在)
被災建築物応急危険度判定調査	余震等による二次災害の防止	市町村	応急危険度判定士	危険、要注意、調査済	57,570 (H28.6.4現在)
地震保険の損害認定調査	支払保険金の算定	損害保険会社	損害保険登録鑑定人等	全損、半損、一部損	221,057 (H28.9.30現在)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①被害認定調査方法 ②調査の統一性の確保 ③複数の建物調査の実施	①内閣府指針に基づく詳細な調査 ②市町村毎に調査結果等にばらつきが生じる可能性 ③市町村や民間保険会社による調査	①調査方法の簡素化 ②指針の見直し等 ③他の調査結果の反映等の効果的連携の構築

3 要望の詳細

本件については、以下のとおり熊本地震の対応に関する検証報告書にも記載しており、熊本地震での対応において非常に大きな課題であったと認識しており、制度の見直しをお願いしたい。

【参考：熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書（抜粋）】

- ・ 住家被害認定調査については、専門資格や経験のない職員でも対応できるように内閣府が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めているが、多大な人的資源を投入する必要がある、その確保が困難であった。
- ・ 罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査の方法について、独自の調査票による調査を行った自治体の調査方法に問題があるのではないかという意見が他自治体から出された。
- ・ 県民から見た際に、被災建築物応急危険度判定と被災宅地危険度判定、罹災証明のための住家被害認定の違いが分かりにくいという意見が多数あった。

被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実

【内閣府】

提案・要望事項

- ① 被災者生活再建支援金の支給対象を拡大（半壊世帯への柔軟な対応、一部損壊世帯及び宅地被害への支援）していただきたい。
- ② 災害援護資金貸付制度について、被災者が利用しやすい制度となるよう見直していただきたい。
- ③ 災害弔慰金等の支給認定について、市町村が災害との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。
- ④ 切れ目なく、漏れなく被災者の支援を行うため、ICTを活用し、被災者の情報を集約・共有することが可能なシステムを構築していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 住家被害罹災証明発行世帯 203,882 世帯（平成 29 年 5 月 12 日時点）
 - 全壊 12,524 世帯 大規模半壊 12,348 世帯
 - 半壊 54,684 世帯 一部損壊 124,326 世帯
 宅地危険度判定（平成 29 年 1 月 11 日時点）の「危険」と「要注意」（簡易調査含む）件数 7,137 件 ※宮城県 2,356 件、新潟県 726 件、岩手県 217 件
- ② 災害援護資金貸付制度の貸付決定状況（平成 29 年 4 月 28 日時点）
679 世帯
- ③ 死者数（平成 29 年 5 月 16 日時点） 228 名（うち直接死 55 名、災害関連死 173 名）
- ④ ピーク時における避難者数 避難所：855 箇所、183,882 人（平成 28 年 4 月 17 日）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①被災者生活再建支援金の支給対象	・半壊世帯は一部対象 ・一部損壊世帯は対象外 ・宅地被害は対象外	・半壊世帯、一部損壊世帯への支給 ・宅地被害世帯への支給
②災害援護資金の貸付利率	年利 3%	無利子化
③災害弔慰金等の支給認定基準	各市町村の判断	統一的な支給認定基準の策定
④被災者に対する切れ目のない支援を行うためのシステム	被災市町村がそれぞれ被災台帳を作成し、対応	国において構築された ICT システムを被災自治体が活用

3 要望の詳細

- ① 観測史上初となる震度 7 の 2 回の観測や過去に例をみない長期間にわたる余震の継続により、多数の住宅被害が発生し、宅地にも甚大な被害が発生した。
 現行の被災者生活再建支援制度では、半壊世帯（解体世帯を除く）や一部損壊世帯が支援の対象外となっているが、半壊や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となっている。
 また、これと同様に、宅地の被害の復旧費用がかさむことも、被災者の住宅再建に大きな障害となっている。

これら熊本地震での被害を踏まえ、今後の災害においても、すべての被災者の円滑な生活再建が行われるよう、半壊や一部損壊、宅地被害を受けた世帯への支援が実施できるよう制度改正をお願いしたい。

- ② 熊本地震では、県内で20万世帯を超える住家被害が生じ、被災した住宅の再建が、被災者にとってまず直面した課題であった。

低所得者層に対する公的な融資制度としての「災害援護資金貸付制度」であるが、利子3%の規定は、一般金融機関の現行貸付利率と比べて高く、低所得者層を対象とする融資制度として利用しやすい制度とは決して言えない状況である。熊本地震においても、679世帯(罹災証明書発行世帯の0.36%)の利用にとどまっている。

熊本地震及び過去の災害における利用状況等を踏まえ、貸付利率の無利子化を行うなど、災害の発生に伴い金銭的に困窮する被災者にとって生活再建の第一の選択肢となるよう制度改正をお願いしたい。

※ 災害援護資金利用実績 (利用者数/住家被害棟数)

災害	都道府県	利子	利用実績
熊本地震	熊本県	3%	0.36% (平成29年4月28日時点)
東日本大震災	宮城県	無利子	4.85% (平成25年4月時点)
	岩手県		1.77% (平成25年4月時点)

- ③ 熊本地震によって死亡した228人のうちいわゆる災害関連死は173人であり、直接死55人を大幅に上回っている状況である。

災害弔慰金等の支給認定に係る災害と死亡との因果関係の判断については、国から統一的な基準が示されていないことから、熊本地震では県が「関連死認定基準(準則)」を策定し、市町村が災害弔慰金等の支給認定事務を円滑に、かつ、統一的に行えるよう支援してきたところである。

しかしながら、今後の災害を見据え、市町村が災害と死亡との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。

- ④ 災害が発生した場合は、家屋の罹災状況や仮設住宅への入居状況などの被災者の情報を集約し、被災者への漏れや切れ目のない効果的な支援を実施する必要がある。

しかし、情報が不十分な段階では、被災者ごとのニーズの把握ができず、適時的確な支援を実施できない恐れがある。

このため、災害発生直後の避難所への入所時から、罹災証明、仮設住宅の入居状況、生活再建支援制度の活用など、被災者ごとに一連の情報を集約するとともに、支援制度の活用状況等を含めて関係機関で共有することが必要である。

そのため、国においてICTを活用した被災者情報を集約・共有するシステムを構築していただきたい。

被災者の避難生活の改善に対する支援の充実

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

熊本地震における課題を踏まえ、被災者の避難生活の改善に対する支援の充実のため、以下について、システム構築や財政支援をお願いしたい。

- (1) 物資調達・輸送体制の充実化
 - ①物資調達・輸送調整等支援システムの拡充
 - ②広域的な物資調達・輸送体制の確立への支援
- (2) 避難所のトイレ改修等に係る補助制度の創設
- (3) 医療救護・保健に関するチームが被災者等の情報についてICTの活用等により集約・共有することが可能となるシステムの構築

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- (1) 熊本地震による「物資要請システム」の利用状況
 - ・国と連携し、タブレット端末を活用した「物資要請システム」を導入開始
(平成28年4月28日)
 - ・市町村・避難所へタブレット端末を配備し、計570台活用
- (2) ピーク時における避難者数
 - ・避難所：855箇所、183,882人(平成28年4月17日)
 - ・福祉避難所：101箇所、823人(平成28年5月20日)
- (3) 医療救護・保健に関するチームの活動状況
 - ・災害派遣医療チーム：508チーム
 - ・日本赤十字社救護班：272チーム
 - ・日本医師会災害医療チーム：563チーム
 - ・全国知事会医療救護班：1,041チーム
 - ・全国からの派遣保健師：631チーム

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1) ①物資調達・輸送調整等支援システム	使用者は国及び県のみ	使用者の拡大(市町村(避難所等)及び物流事業者)
(1) ②広域的な物資調達・輸送体制	大規模災害時には、国がプッシュ型支援を実施	大規模災害時以外においても都道府県の枠を超えた物資の調達・輸送を国等と連携して実施
(2) 指定避難所及び福祉避難所における備品整備・トイレ・空調等設備の整備・改修のための補助制度	なし	補助制度の創設
(3) 医療救護・保健に関するチームが入手した被災者等の情報を集約・共有するシステム	なし	ICT等の活用により被災者個人の情報を集約・共有するシステムの構築

3 要望の詳細

- (1) ① 今回の地震では、発災直後は、指定避難所等での必要な物資のニーズ把握や在庫管理が困難だったり、必要物資が複数経路を通じて重複要請されたりするなど、一元的な情報管理が困難な状況があった。また、物資の配送状況が市町村に連絡されておらず、物資の到着時に受け入れ態勢が整っていなかったことで、現場で混乱が生じた。

このため、被災者に円滑に物資を輸送できるよう、ICTを活用した物資調達・管理・輸送調整等支援システムについて、市町村及び物流事業者も使用できるようにしていただきたい。

- (1) ② 物資の総量の不足はないが特定の物資が不足する災害が発生する場合や、パーティションや段ボールベッドなど特殊な物資の入手が困難な場合に対応するため、自治体間の連携を進めているが、災害への備えを更に充実するためには、自治体だけでなく、国や民間企業等との連携を一層進めていく必要がある。

このため、国におかれても国、民間企業等を含めた連携を推進され、都道府県の枠を超えた広域的な物資の調達や、その輸送を行うための体制を確立いただくとともに、都道府県等にあらかじめ示していただきたい。

- (2) 熊本地震の検証の結果、指定避難所等の備品や、ライフラインを確保するための設備の整備不足が課題となった。

指定避難所等においては、避難生活に最低限必要な備品や発電機等の設備の整備、洋式トイレや多機能トイレの改修等及び避難所のバリアフリー化、さらには、夏場や冬場における空調設備の確保が必要である。

しかし、これらの整備に当たっては、緊急防災・減災事業債により一部対応できるものの、市町村の負担も大きく、整備が進まないおそれがあることから、国による補助制度の創設をお願いしたい。

- (3) 熊本地震では、災害派遣医療チームや日本医師会災害医療チーム、県外の保健師チーム、さらには、保健・医療・福祉の関係団体など多くのチームが活動しており、それぞれ避難所や車中泊等の被災者の健康状態や避難生活の状況等を把握し、必要な場合には支援や関係機関へのつなぎを行っていた。

ただし、各チームが状況把握の際に使用する様式の統一がなされていなかったり、チーム間の引き継ぎが十分でなかったりして、重複して情報を収集することもあり、被災者にとって負担となっていた面もあった。

このため、国において、様式の統一化やICTの活用、全国共通マニュアルの整備等を進め、医療救護・保健に関するチームが避難所における被災者等の情報について、集約・共有することが可能となるシステムを構築していただきたい。

熊本地震の記憶・記録を後世に伝えるデジタルアーカイブ 及び震災遺構の保存等に係る財政支援制度の創設

【内閣府、総務省、文部科学省】

提案・要望事項

熊本地震の被害の実情や復旧・復興の過程で得られたノウハウ、教訓等については、本県のみならず国民全体の共有財産として後世に遺すとともに、今後の災害対策や防災教育に活かす必要がある。そのため、デジタルアーカイブや震災遺構の保存など、熊本地震の記憶や記録を保存し発信する取組み等に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- デジタルアーカイブ事業は、平成 30 年度にピークを迎え、事業費は約 191 百万円が見込まれる。
- 熊本地震関連資料（写真・映像・文書等）を収集・整理・保存し、被害の実情や復旧・復興の過程を専用ウェブサイトで公開。（平成 31 年度までに約 20 万点を収集）
- 平成 29 年度から震災遺構候補の消失を防ぐため、仮保存事業を行うとともに、6 月に、「熊本地震震災ミュージアムのあり方検討有識者会議」を立ち上げ、震災遺構の保存や活用を含めた震災ミュージアムのあり方検討に着手し、取組みを本格化する。
- 総事業費想定 約 638 百万円（平成 28 年度～平成 31 年度）

	H28	H29	H30	H31	計
デジタルアーカイブ	約 31 百万円	約 43 百万円	約 191 百万円	約 33 百万円	約 298 百万円
震災遺構仮保存*		210 百万円	90 百万円	未定	300 百万円
震災ミュージアム検討**		約 10 百万円	約 30 百万円	未定	約 40 百万円
計	約 31 百万円	約 263 百万円	約 311 百万円	約 33 百万円	約 638 百万円

※震災遺構仮保存・震災ミュージアムのあり方検討（事業費計 340 百万円）

- 地震により出現した断層などの震災遺構候補の消失を防ぐとともに、震災ミュージアムのあり方を検討

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
財政支援制度の創設	なし	熊本地震の記憶・記録を後世に伝えるデジタルアーカイブや震災遺構の保存等の取組みに対する財政支援制度の創設

3 要望の詳細

南海トラフ地震をはじめ、今後、大きな地震がいつどこで起きてもおかしくない状況にあるとの認識のもと、今回の熊本地震の経験を教訓として、国民全体で共有し、今後の災害に活かす必要があるため、被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を、しっかりと記録し、整理・蓄積し、後世に遺していくことが重要である。

このため、防災対策や防災教育の充実・強化の視点から、熊本地震の記憶・記録を後世に伝える取組みとして、各種活動の記録や資料を幅広く収集して蓄積するデジタルアーカイブ及び激しい地震により出現した断層や被災した建物等を震災遺構として保存・活用する取組みを本格化することとしており、財政支援を要望するものである。

合併市町村に係る地方債の発行期間の特例措置

【総務省】

提案・要望事項

今回の地震により被災した合併市町村においては、災害復旧事業を優先する必要があることから、旧合併特例債を活用して実施中の事業及び今後活用を予定していた事業の進捗が大幅に遅延することが想定される。

そのため、東日本大震災時と同様、地方債の発行期間を延長していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

平成28年熊本地震により被災した合併市町村では、災害復旧事業に注力することから、合併市町村の一体化を促進するための合併特例債を活用して実施すべき事業が、発行期間中に実施できない可能性が高い。東日本大震災の発生で5年間の期間延長となり、延長期間を最大限活用する事業計画に見直した（H27年度→H32年度）ため、実施可能な残余期間がほとんどない。

<発行期間内に事業が実施できない主な理由>

- ・避難所となっている公民館や社会体育施設の耐震改修等、地震による新たなニーズが発生しており、建設計画の再考が必要となっているため。（八代市）
- ・学校施設が被災し、長寿命化対策から改築へと計画を見直す必要があるため。（宇城市）
- ・学校施設や社会体育施設の災害復旧を優先し、庁舎増築事業を延期したため。（合志市）
- ・災害対策関連事業（危機管理防災室整備、防災行政無線のデジタル化、備蓄倉庫整備、庁舎の耐震改修等）を優先し、予定している道路・橋梁事業を延期したため。（氷川町）
- ・その他、熊本地震により復旧・復興事業が増大し、公共事業の不調・不落が急増していることに加え、全国的に東日本大震災からの復興促進、2020東京オリンピック等による人手不足や資材不足等の影響があり、計画的な事業実施ができないことが懸念される。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
合併特例債の発行期間	合併年度及びこれに続く15年度	現行の15年度を20年度に延長

3 要望の詳細

被災した合併市町村が、躊躇なく一日でも早い復旧・復興に取り組むとともに、災害復旧事業の円滑な実施に向けて工事を平準化するため、また、当初計画していた合併市町村の一体化の促進に向けた事業を着実に履行するため、合併特例債の発行期間を、東日本大震災で被災した合併市町村と同様に延長（合併年度及びこれに続く15年度⇒20年度）していただきたい。

また、合併市町村が不安なく今後計画的に事業を実施することができるよう、発行期限を待つことなく、早期の延長判断をいただくよう併せてお願いしたい。

<参考：県内合併市町村の建設計画終了年度=合併特例債の発行期限>

計画終了年度	団体数	市町村名
H30	2	上天草市、あさぎり町
H31	7	山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、美里町、南阿蘇村、芦北町
H32	6	<u>八代市</u> 、玉名市、 <u>天草市</u> 、合志市、和水町、氷川町
計画期間終了	1	山都町 (H26 迄)

下線は、庁舎の建替えを行う団体。

都道府県と市町村が一体となった職員派遣（短期）の法制化

【内閣府、総務省】

提案・要望事項

平成28年熊本地震では、被災市町村に対し、都道府県からの職員派遣の他、各都道府県からの要請に基づき、区域内の市町村からも多数の職員派遣をいただいた。

しかし、都道府県と市町村とが一体的に支援を行うスキームが法的には確立されていないことから、より迅速かつ効果的な被災地支援が可能となるよう、法的整備を含め必要な措置をお願いしたい。

1 現状・課題等

平成28年熊本地震においては、発災直後から九州・山口9県災害時応援協定等により、九州地方知事会事務局（大分県）を窓口とした派遣調整及び、応援担当県が区域内市町村を取りまとめ一体的に応援派遣を行うカウンターパート方式により、全国から約4万7千人を超える多数の派遣をいただいた。うち、市町村から少なくとも約1万1千人を超える派遣をいただき、熊本地震においては有効に機能した。（市町村からの短期派遣延べ人数：11,889人、H29.4.1現在）

しかし、応急対応期においては、罹災証明書の発行や被災者生活再建支援制度関係業務等に精通する市町村職員を大量に確保する必要があったが、一部の市町村から、派遣についての法的根拠（※）がないため対応を保留した例があり、被災地への迅速な職員派遣に影響が生じた。

（※）災害対策基本法においては、県から県への応援要請に係る規定（第74条）はあるものの、県から市町村への応援要請に係る規定がない。

（災害対策基本法）（抄）

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第74条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
都道府県と市町村が一体となった職員派遣（短期）の要請	なし	・当該派遣要請の法制化

3 要望の詳細

今回の熊本地震では、応援側の都道府県及び市町村の数も相当数にのぼり、被災県と調整を行う応援側の窓口の統合は不可欠であると考ええる。

今後、応援職員の数が増大となる大規模災害が発生した場合に、応援都道府県が域内の市町村をとりまとめ、一体となって職員派遣を行うカウンターパート方式は、極めて効率的かつ効果的であると考えられるため、県から市町村への応援要請の根拠となる関係法令の整備をお願いしたい。

外国人材の活躍機会の拡大

【内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

- 1 熊本地震からの復旧・復興需要の後を見据え、県内企業のグローバル化、イノベーションの拡大を目指し、本県における外国人留学生の起業というチャレンジを促進することで、新しい活力を創出し、創造的復興に繋げるため、外国人留学生の起業に関する要件の緩和をお願いしたい。
- 2 熊本地震の復旧・復興に伴う人手不足対策について、本県における外国人留学生の資格外活動時間延長・拡大や県内中小企業に雇用されている外国人の資格活動量確認の要件の緩和をお願いしたい。
- 3 本県においては、熊本地震の復興需要等による人手不足が深刻であることから、過去に技能実習を優秀な成績で修了した者及びそれに相当する資格・能力を有する外国人を、即戦力として一定期間にわたって我が国で就労できるように、新たな枠組み（「産業人材」等新たな在留資格の創設又は特定活動等）を創設していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 熊本地震からの復旧・復興需要の後を見据えた県内企業のグローバル化、イノベーションの拡大など、高度なスキルやグローバルな視点、感性を持った外国人材の活躍が期待される。
世界的にも留学生獲得競争が激化する中、震災の影響で県外・国外就職を意識する外国人留学生の県内定着を図るため、大分県と当県が協働して広域で創業促進に向け取り組むことは、本県の活力を創るという意味でも必要な取組みである。
また、本県で起業する外国人留学生のチャレンジを促進することで、新しい活力を創出し、創造的復興に繋がる。
しかしながら、現行の外国人留学生の起業に必要な「経営・管理ビザ」の取得には、500万円以上の資金調達等の要件を満たさなければならず、活躍機会を活かせない状況にある。
- 2 熊本地震の復旧・復興に直接関わる土木・建設分野の職種を中心とした賃金急騰の影響もあり、これらの分野に求職が集中する一方、いわゆる人手不足産業（サービス、小売・卸売、介護、製造業等）においても、人材確保が一層困難となっている。
本県では、中長期の対策として、若者の地域への定着、女性及び高齢者の更なる活躍に向けた環境整備並びに人材育成及び設備投資による生産性向上に向けて取り組んでいるところであるが、成果の実現まで時間を要することから、足下の労働需給インバランスについて、適時に効果的な対策を講じられていない。
- 3 現行制度においても、いくつか外国人就労者受入事業が存在するが、本県における人手不足産業の人手不足を解消する制度となっていない。
①技能実習制度
当該制度は、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することが目的とされており、労働力の需給調整に用いることは制度の趣旨に照らして不適切。

②外国人建設就労者受入事業

当該事業は、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き、受入企業との雇用関係の下で建設業務に従事することができる事業。本県においても当該事業による受入が確認されているが、建設分野の人材不足感は解消できずさらに強まっており、その他の人手不足産業に向けた潜在的な求職者の流れに影響を与えていると考えられる。

③製造業外国従業員受入事業

当該事業は、外国に事業所のある（≒一定規模以上の）企業を念頭に、国内のマザー工場におけるOJTを通して特定の専門技術の移転等を図る事業である。特に人手不足が深刻となっている企業は、海外に拠点を持たない規模の小さい企業で、本事業の適用外である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
外国人留学生の起業	500万円以上の資金調達等	300万円以上の資金調達に緩和 卒業後6ヶ月間の要件確認の猶予期間を設ける
外国人留学生の資格外活動（有給インターンシップ）拡大	卒業に必要な単位を9割修得した大学4年生に限定	卒業に必要な単位の8割以上を修得した大学3年生等に拡大
外国人留学生の資格外活動（報酬を受ける活動）時間延長	原則1週につき28時間（4時間×7日間）以内	1週あたりの就労時間を36時間以内に延長
外国人の資格活動業務量確認の特例措置創設	在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を証する文書を添付	セーフティネット5号指定業種の中 小企業に雇用されている外国人について、資格業務量が申請時見込みを下回っていても更新を認める
「産業人材」等新たな在留資格の創設又は特定活動等	なし	「産業人材」等新たな在留資格の創設又は特定活動等の創設

3 要望の詳細

- 外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円以上）の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。

卒業後の起業を予定する留学生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行う。

- （1）「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円以上）の投資額」等）を6ヶ月間猶予する。
 - （2）地方自治体による公設及び地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。
- 1週について28時間を超える有給就業体験を行うことが認められる留学生は、卒業に必要な単位を9割修得した大学4年生に限定されているが、卒業に必要な単位の8割以上を修得した大学3年生等まで、外国人留学生の資格外活動（有給インターンシップ）を拡大していただきたい。

- 留学生の就労活動は、原則1週につき28時間（4時間×7日間）以内となっているが、在籍する教育機関が卒業に支障が生じないと認める週末については、学則で定める長期休業期間と同様、1日8時間以内まで認めることで、1週あたりの就労時間を36時間以内に、外国人留学生の資格外活動（報酬を受ける活動）時間延長していただきたい。
- 資格活動の更新申請にあたり、在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を称する文書を添付する必要があるが、セーフティネット5号指定業種の中小企業に雇用されている外国人については、資格業務量が申請時見込みを下回っていても更新を認めていただきたい。
- 過去に技能実習を優秀な成績で修了した者及びそれに相当する資格・能力を有する外国人を、即戦力として一定期間にわたって我が国で就労できるように、新たな枠組み（「産業人材」等新たな在留資格の創設又は特定活動等）を創設していただきたい。
単に労働力不足の対応に留まらず、一定レベルの資格・能力を有する外国人を迎えることにより、多様性を取り込み、生産性の維持・向上への寄与も期待できる。

学校施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充

【文部科学省】

提案・要望事項

学校施設の災害復旧等に係る以下の措置を講じていただきたい。

- ① 公立学校施設の災害復旧に係る予算の弾力的な対応
- ② 公立学校施設の避難所としての施設整備に係る国庫補助率の嵩上げ及び補助対象範囲の拡大
- ③ 私立学校施設の災害復旧に係る平成29年度以降の事業実施に必要な予算確保

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

【公立学校施設】

- ・被害状況：公立学校等714校中446校が被災（H28.9.21時点）
- ・総事業費：220億円（H28.9.21時点）

【私立学校施設】

- ・被害状況：私立学校172校中132校が被災（H28.9.14現在）
- ・総被害額：360億円（H28.9.14時点）

<国災害復旧予算の所要額見込み（私立学校）>

	被害額	国補助率	国所要額
中・高	109億円	2/3	73億円
幼稚園	6億円		4億円
大学等	233億円	(※1)	155億円
専・各	12億円	1/2 (※2)	6億円
計	360億円		238億円

※1…激甚法1/2+経常費助成1/6=2/3

※2…予算補助1/2

H28 第2次補正予算額
129億円
-国所要額238億円
=▲109億円必要

2 現行制度及び要望内容

	現行	要望内容
① 公立学校施設の災害復旧に係る予算の弾力的な対応	平成28年10月の第2次補正予算で所要の予算を確保	工期に応じた予算の弾力的運用（H31年度までの予算確保）
② 公立学校施設の避難所としての施設整備に係る国庫補助率の嵩上げ及び補助対象範囲の拡大	補助率 1/3	1/3⇒嵩上げ
	高等学校は、屋外防災施設のみ補助対象	小・中学校と同様に高等学校を補助対象化
③ 私立学校施設の平成29年度以降実施分の予算確保	平成28年度事業着手分のみ予算措置	平成29年度以降の事業実施に必要な予算確保

3 要望の内容

- ① 今回の地震により、被害を受けた公立学校施設の復旧には 220 億円以上の費用を要することが見込まれる。

国においては、公立学校施設災害復旧費国庫負担金について、平成 28 年 10 月の第二次補正予算で、所要の予算を全て確保いただいた。

しかしながら、大規模改修及び改築施設の復旧については、資材や人手不足等もあり、平成 31 年度までの工期が見込まれる施設もあることから、平成 31 年度までの予算の確保をお願いしたい。

- ② 今回の地震では、多くの被災者の方々が学校に避難されたが、震度 7 が連続したことにより、学校施設が蒙った被害は予想以上に大きく、避難所として指定されていた施設も十分にその役割を果たすことができなかった。

そのため、学校施設が、今回の地震の経験を活かし、災害の際に避難所として十分な機能を発揮するためには、非構造部材の耐震化、空調設備やトイレの洋式化、備蓄倉庫や無線 LAN の設置等も必要である。

しかし、現行制度では、防災機能強化の一環として施設を整備する公立小・中学校等については国庫補助があるが、依然として地方負担が大きいいため、現行補助率 1/3 を嵩上げいただきたい。

また、屋外防災施設を除き現行制度の対象となっていない高等学校についても補助対象としていただきたい。

- ③ 今回の地震により、被害を受けた私立学校施設の復旧には約 360 億円の費用が見込まれる。

それに対し、国の所要額は約 238 億円が必要と見込まれる。国においては、平成 28 年度第 2 次補正予算で、129 億円の予算を確保いただいたが、平成 29 年度予算では当該予算は計上されておらず、今後、100 億円以上確保していただく必要がある。

災害からの復旧・復興には多額の費用を要するとともに、私立学校施設の復旧は、現段階で平成 30 年度までかかることもある。資材や人手不足等の関係でさらに工期が延びる恐れもあることから、国からの長期的な支援が不可欠であり、災害復旧に係る継続的な支援とともに、平成 29 年度補正予算等により所要の予算を確保いただきたい。

心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実

【文部科学省】

提案・要望事項

被災した児童生徒等の心のケアや学習支援等に係る支援体制の充実のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 児童生徒の心のケア、学習支援などに係る教職員の加配措置
- ② スクールカウンセラー（ＳＣ）の派遣等に係る支援
【公立学校】：全額国庫補助による追加配置の継続
【私立学校】：「災害時緊急ＳＣ活用事業」の補助対象の拡充（私立学校の追加）
- ③ 県が行う私立学校授業料減免補助事業への継続的な支援、補助対象学種の拡充及び県負担分に対する確実な財政措置

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 児童生徒の心のケア、学習支援の対応のため、教職員加配が必要
 ・総事業費：164 百万円（※H29 事業費。H30 以降は金額精査中）
- ② **【公立学校】** 心のケアが必要だと判断された児童生徒数
 645 人（義務 468 人、県立 177 人）（H28. 11. 22 現在）
 ・総事業費：57 百万円（義務 49 百万円、県立 8 百万円）
 （※H29 事業費。H30 以降は金額精査中）
【私立学校】 地震の影響で心のケアが必要と考えられる生徒数
 204 人（私立中学、高等学校）（H28. 7. 1 現在）

- ③ **【私立学校】** 被災生徒授業料等減免補助対象要支援幼児・生徒数〔平成 28 年度実績〕

区分	幼稚園	中学校	高校	専修・各種	計
対象幼児生徒数	398人	70人	952人	138人	1,558人

2 現行制度及び要望内容

	現行	要望内容
①小中学校に加配措置 ・人的増員に要する諸経費	42人 なし	H30以降の加配措置の継続及び諸経費に係る国庫補助制度の創設
②-1 【公立学校】 ＳＣの追加配置への継続的支援	補助率10/10	H30年度以降も継続
②-2 【私立学校】 災害時緊急ＳＣ活用事業の補助対象の拡充	補助対象が公立のみ	私立学校を補助対象に追加
③ 私立学校授業料減免事業への継続的支援、補助対象学種の拡充及び県負担分に対する確実な財政措置	[対象学種] 私立中高・専修学校 [財源] 国2/3、県1/3（県負担分の8割に対して地方交付税措置）	[対象学種] 私立幼稚園を追加 [財源] 県負担分への確実な地方交付税措置

3 要望の内容

- ① 平成 28 年度は、熊本市も併せて 74 人分の加配の予算措置（91 人の実配置、熊本市 28 人を含む）をいただき、児童生徒の心のケアや学習支援など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭を配置し、少人数指導やティーム・ティーチング授業等を行い、児童生徒が授業に集中して取り組むことができるようになった。また、養護教諭を配置し、SC との連絡調整を行うことができた。

平成 29 年度も、熊本県全体で 54 人（教諭 42 人、養護教諭 9 人、栄養教諭 2 人、事務職員 1 人【熊本県 42 人、熊本市 12 人】）の加配措置をいただいた。

熊本地震からの教育の復旧・復興を成し遂げていくためには、今後も引き続き、各市町村からの要望に応じた被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が必要不可欠であり、来年度以降も引き続き支援をお願いしたい。

また、人件費以外の加配に要する諸経費について、現行では補助制度がないため、併せて国庫補助制度の創設をお願いしたい。

② 【公立学校】

SC の配置については、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急 SC 活用事業」が制度化され、平成 29 年度も補助事業者として指定していただいたが、来年度以降も引き続き制度を継続し、本県をその対象として指定していただきたい。

【私立学校】

再び今回のような大規模な災害が発生した際に、私立学校に関しても被災した生徒の心のケアを全面的にサポートできる体制が迅速にできるよう、「災害時緊急 SC 活用事業」の補助対象に加えていただきたい。

- ③ 今回の地震では、多くの生徒が被災し、その保護者も勤務先が被災するなど、生活への不安を抱えながら日々を過ごされている。経済的理由により就学を断念することがないように、県が行う私立学校への授業料減免補助事業に対し、国から 3 分の 2 を補助する支援策が措置されたが、幼稚園は補助対象になっていない。

そのため、当該事業への支援を継続していただくとともに、現在、補助対象となっていない幼稚園を補助対象に加えていただきたい。また、県負担分に対し、確実な地方交付税措置を講じていただきたい。

熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等

【文部科学省】

提案・要望事項

文化財の早期復旧及び復興に向けた埋蔵文化財発掘調査への支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 熊本城の復旧・復興に向け、国からの財政支援の継続と人的及び技術的支援
- ② 阿蘇神社等の国指定文化財の災害復旧に係る国庫補助率の嵩上げ等及び国指定以外の文化財の復旧に向けた国庫補助制度の創設
- ③ 県が実施する被災文化財救援（文化財レスキュー）事業への財政支援及び本県と連携した被災文化財建造物復旧支援（文化財ドクター）事業の予算確保
- ④ 復興に向けた埋蔵文化財発掘調査について、国庫補助率の嵩上げ及び人材確保のための支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

【文化財関係】

- ・被害状況 国指定（登録）文化財 99 件（311 件中）、県指定文化財 59 件（382 件中）
被災総額（未指定を含む）：937 億円（うち熊本城分 634 億円）

【埋蔵文化財発掘調査関係】

- ・ 震災による個人住宅等の全半壊戸数が 4 万 2 千棟を超え、建替えに伴う埋蔵文化財調査の業務量の拡大。
- ・ 震災による地割れ等に伴う農用地の復旧事業の実施に伴う対応量の増加。
- ・ 復興計画に基づく公共工事の実施に伴う対応量の増加。

2 現行制度及び要望内容

	現行	要望内容
① 熊本城の復旧に向けた特段の支援	櫓等：90%（5%嵩上げ） 石垣：75%（ 〃 ） *交付税措置95%	継続的な財政支援 人的かつ技術的支援
②-1 国指定文化財の復旧に向けた国庫補助率の嵩上げ	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70%補助	国庫補助率の嵩上げ
②-2 国指定以外の文化財に対する国庫補助制度の創設	なし	国庫補助制度の創設

	現行	要望内容
③ 文化財レスキュー事業の予算確保及び期間延長及び文化財ドクターの予算確保	所要の財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する文化財レスキューに対する財政支援 ・文化財ドクターに対する財源確保
④ 熊本地震に伴う復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査の国庫補助率の嵩上げと埋蔵文化財発掘調査等に必要の人材確保	国庫補助：1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・全額国庫補助(交付税措置等を含め) ・専門職員の派遣の継続

3 要望の詳細

- ① 県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性も必要である。そのため、引き続き復旧に向けた財政支援と、石垣等の復旧に係る知識や経験を有する専門職員の派遣等による人的及び技術的な支援をいただきたい。
- ② 国、県、市町村指定文化財及び未指定文化財の多くが被災し、復旧に多大な経費を要するため、県においても、民間からの寄附金を財源に、国指定から価値のある未指定文化財までの民間所有者に対する支援制度を創設し、早期復旧を支援しているところ。
このうち国指定文化財は、手厚い国庫補助制度があるものの、復旧に要する費用が多額で、所有者が負担すべき金額が大きいため、復旧が困難となっているケースがある。特に資力に乏しい民間が所有する国指定文化財の早期復旧を進めるためにも、国庫補助率の嵩上げをお願いしたい。
また、県、市町村指定及び未指定の文化財は、国指定文化財に匹敵するものや、観光資源にもなっているものもある。これら国指定以外の文化財の復旧については、国庫補助制度がなく、上記の県の支援制度を活用してもなお所有者負担が大きいため、早期復旧が更に困難な状況である。特に、文化財的価値のある未指定の建造物の復旧も進まず、このままでは公費解体される危機にあり、歴史的な街並みなどが滅失する恐れがある。このため、国指定以外の文化財に対する国庫補助制度を早期に創設していただきたい。
- ③ 国の被災文化財救援（文化財レスキュー）事業は、被災した古文書や美術品等の動産文化財が廃棄されることを防ぐため、震災直後の緊急対応として平成28年度は国事業として実施され、約14,400点の文化財が救出された。国事業としては平成28年度で終了したが、現在、公費解体が2年間での完了を目指して進められていることを踏まえ、引き続き、救出作業を継続する必要がある。
また、公費解体に伴い、文化財的価値を有する建造物が滅失の危機にあることから、文化財的価値を損なわない工法での復旧を進めるため、被災文化財建造物復旧（文化財ドクター）事業を実施し、平成28年度は1,687件を対象に一次調査、435件を対象に二次調査を行い、技術的支援を行っている。
今後、文化財的価値を有する建築物の所有者が復旧を進める上で、具体的な工法や概算額等の助言が必要であり、今後も、歴史的建造物の保存に向け、継続して事業を実施する必要がある。
そのため、文化財レスキュー・文化財ドクター派遣事業に係る所要の予算確保と進捗状況を見据え事業期間を延長していただきたい。
- ④ 熊本地震により4万2千棟を超える個人住宅の被害及び、各種インフラ等において甚大な被害が生じ、今後、復興に向けた住宅建替え及び公共事業に伴う事業が本格化することに伴い、土地の改変時に必要となる埋蔵文化財発掘調査の早期対応が求められる。
そこで、被災自治体等が安心して事業に取り組み早期復興を遂げるために、現状では国庫50%補助の制度を、東日本大震災並みの全額国庫による負担についてご支援いただきたい。
また、埋蔵文化財発掘調査が増加することで不足が見込まれる専門職員の派遣につき、平成30年以降も引き続き、国のご支援、ご協力をお願いしたい。

被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等

【厚生労働省】

提案・要望事項

- (1) 被災者の生活再建を支援するため、次の事業について平成30年度以降も同様の財政支援をお願いしたい。
- ① 応急仮設住宅入居者等の見守りや相談支援等を行うための事業
 - ② 被災者の心のケアを実施するための事業
 - ③ 被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するための事業
- (2) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の「特例措置」に係る制度の恒久化を図っていただきたい。
- (3) 被災者の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設及び放課後児童クラブの利用者を支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現在の状況

- (1) ①応急仮設住宅の入居状況：4,157世帯、10,894人（平成29年4月30日時点）
- ②みなし仮設住宅の入居状況：14,895世帯、34,201人（平成29年4月30日時点）
- ③乳幼児健診における親子の心のケアの結果（期間：平成28年6月～平成29年3月）
- ・相談問診票（県作成）を用いて20市町村で11,112組に実施
 - ・地震の影響を受けている親子：被害が大きかった地域52%、その他の地域34%
 - ・健診時の相談支援で安心される方がほとんどで、約99%がその後の支援は不要
 - ・継続支援が必要な親子には、心理相談での支援や保健師による支援を実施
- (2) 緊急小口資金貸付「特例措置」（平成28年5月6日～6月17日） 貸付件数：11,689件
- (3) 利用者負担額の災害減免の実施状況：平成28年度 認可外5市町村、放課後13市町村
平成29年度 認可外6市町村、放課後9市町村

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1) ①被災者見守り・相談支援等事業	国庫補助10/10	平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援
(1) ②被災者の心のケア支援事業	国庫補助3/4 ※1/4は特別交付税措置の見込み	平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援
(1) ③被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業	国庫補助10/10	平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援
(2) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の「特例措置」	個別協議により適用	制度の恒久化
(3) 被災した家庭の認可外保育及び放課後児童クラブ利用の支援制度	なし	制度の創設

3 要望の詳細

- (1) ① 地域支え合いセンターは、被災者の見守りや生活支援、健康づくりや地域交流の促進などを通じて、被災者の痛みを最小化するとともに、今後の生活再建等に向けた相談支援等も実施しており、被災者にとって欠くことができないものとなっている。また、発災後1年を経過し、生活再建や住宅再建が具体化していく中、地域支え合いセンターの役割はますます重要なものとなってきている。

地域支え合いセンターの継続期間については、被災者の住まいの意向や災害公営住宅のスケジュール等を踏まえ、市町村ごとに考えていく必要があるが、応急仮設住宅の入居者等がスムーズに生活再建や住宅再建を果たすには、少なくとも平成30年度については事業を継続する必要がある。

このため、平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援をお願いしたい。

- ② こころのケアセンターは、被災者への相談支援、医療と保健のネットワーク形成・総合調整などを通じて、被災者の心のケアを中長期的に実施しており、被災者にとって欠くことができないものとなっている。

こころのケアセンターの継続期間については、過去の大規模震災でも、数年後にストレス反応が出た事例や精神的に不安定な状態が長く続いた事例が報告されていることなどから、中長期に渡る支援を行う必要があり、少なくとも平成30年度については事業を継続する必要がある。

このため、平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援をお願いしたい。

- ③ 被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するために、「被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業」が、平成28年度に定額補助事業(10/10)として創設された。

いまだ仮設住宅での生活を続けている被災者も多く、被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する支援を長期的に実施する必要があるため、平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援をお願いしたい。

- (2) 熊本地震では、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付(緊急小口資金)について、国により、貸付対象の緩和や償還期限の延長など、通常より貸付要件が緩やかな「特例措置」を適用いただき、利用実績が1万件以上となるなど、被災者の生活再建を十分に後押しいただいた。

今後の大規模災害発生時においても、円滑に生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例措置が開始できるよう、制度の恒久化をお願いしたい。

- (3) 被災者の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料については、平成28年度に利用者負担の減免に対する財政支援(10/10)がなされたが、認可外保育施設や放課後児童クラブについては、同様の財政支援制度がない。

そのため、これらの利用者負担の減免に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

医療・福祉施設に係る防災対策等の推進

【厚生労働省】

提案・要望事項

熊本地震を教訓として、今後の災害を見据えた医療・福祉施設に係る防災対策等を推進するため、以下について、システム構築や財政支援をお願いしたい。

- (1) 被災した社会福祉施設等の支援のためのICTを活用した情報共有システムの構築
- (2) 入院機能を停止した被災医療機関において、再建までの間、医療従事者を他の医療機関へ在籍出向させるための人件費等の補助制度の創設
- (3) 医療施設の業務継続計画（BCP）策定支援のための補助制度の創設
- (4) 施設耐震化促進のための補助制度の拡充等
 - ① 医療施設の耐震化促進のための補助制度の拡充
 - ② 特別養護老人ホーム等の耐震化促進のための補助制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 社会福祉施設等の被害状況

- ・高齢者関係福祉施設等 750 施設
- ・障がい者福祉施設 267 施設
- ・保育所等 508 施設
- ・児童養護施設等 11 施設
- ・救護施設 3 施設

(2) 助成制度利用状況及び、事業費等

- ・地域医療再生計画に基づく阿蘇医療センター救急医療機能の整備及び周産期医療機能強化のための事業の延長を行い、震災前の医療提供体制の回復に向けた人材確保（在籍出向の活用）のための人件費助成（平成28年度実績）

（単位：人、千円）

区分			H28（実績）
阿蘇医療センターの救急医療機能整備 【地域医療再生計画「阿蘇編」】		対象人数	4
		事業費	2,325
周産期医療機能強化 【地域医療再生計画 「全県版」】	技術支援型	対象人数	28
		事業費	13,581
	研修型	対象人数	39
		事業費	23,211
計		対象人数	71
		事業費	39,117

(3) 県内213病院における業務継続計画（BCP）の策定率：8%（平成29年1月時点）

- ・策定済：17施設

- ・未策定：196施設

策定作業中：48施設
 施設策定に向け検討中：130施設
 策定やマニュアル見直しを予定していない：18施設

(4) 病院の耐震化の状況（平成28年9月時点）：139施設／213施設（65.3%）

※全国平均71.5%（平成28年9月時点）

広域型の特別養護老人ホーム等（熊本市を除く）の耐震化の状況（平成28年12月時点）

・特別養護老人ホーム（広域型）：160棟／174棟（92.0%）

※全国平均95.4%（平成26年10月時点）

・養護老人ホーム：50棟／61棟（82.0%） ※全国平均85.3%（平成26年10月時点）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1) 社会福祉施設等の被災状況等が把握できるシステム	なし	ICTを活用した社会福祉施設の被災・開所等の集計・情報共有システムの構築
(2) 被災医療機関の医療従事者を他の医療機関へ在籍出向させる場合に要する人件費等の助成制度	恒久的な助成制度はなし	国庫補助金による恒久的な助成制度の創設
(3) 医療施設の業務継続計画（BCP）策定支援の補助制度	なし	マニュアルの充実や研修機会の提供等の技術的支援に加え、計画の策定や推進に要する経費に係る補助制度の創設
(4) ①医療施設の耐震化を促進するための補助制度	医療提供体制施設整備交付金事業 ・基準面積及び単価 ※例：救命救急センター ①基準面積：2,300㎡ ②基準単価：39千円 ・対象施設 災害拠点病院、救命救急センター、二次救急病院、一定の耐震基準を満たさない病院 ※公的病院は対象外	医療施設の耐震化補助制度の拡充 ・基準面積及び単価の引上げ（医療施設耐震化基金を活用した医療施設耐震化整備事業と同等） ※例：救命救急センター ①基準面積：8,635㎡ ②基準単価：276千円 ・対象外施設の対象化 （例）公的病院、在宅当番医制診療所等
(4) ②特別養護老人ホーム等の耐震化を促進するための補助制度	なし	耐震工事に係る補助制度の創設

3 要望の詳細

(1) 熊本地震では、特に発災直後、社会福祉施設等の被災状況、開所や空室の状況、人員・物資の充足状況等の把握ができず、国等からの被災状況等の問合せや利用者等からの開所状況等の問合せについて十分な対応ができなかった。また、情報不足などから、被災した施設に対する人員派遣、入所者の移送調整などの支援についても迅速な対応ができなかった。

社会福祉施設等の被災状況等を迅速に把握し、支援につなげるとともに、利用者等に対する情報提供を適時適切に行うことができるよう、国において、被災施設の状況を国や自治体が一括リアルタイムに情報共有できるシステムを構築していただきたい。

(2) 熊本地震では、医療施設の被害やそれらに伴う入院休止等から、地域医療再生計画で構築してきた医療提供体制において、高度医療従事者の損失危機や周産期等の県内医療提供体制に重大な影響を及ぼした。

そこで、平成27年度に事業が終了した地域医療再生計画において、国と協議を行い、阿蘇医療センター救急医療機能の整備及び周産期医療機能強化のための事業の延長が実現し、

震災前の医療提供体制の回復に向けた人材確保（在籍出向の活用）のための人件費助成が行うことができたものの、今回限りの措置である。

このため、今後再び大規模な地震が発生した場合、被災した医療機関の医療機能の復旧・回復するまでの間、地域医療の安定的な提供を図る（医療従事者の離職防止・他地域への転出防止等）ことができるよう、人材確保に向けた新たな助成制度の創設をお願いしたい。

- (3) 熊本地震の教訓や災害直後の医療機関の役割を踏まえると、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すまでの対応を盛り込むBCPの策定は必須であるが、本県の病院におけるBCP策定率は8%と低水準である。

BCP策定を促進するため、国においてマニュアルの充実や研修機会の提供等の技術的支援を行うとともに、計画の策定や推進に要する経費に係る補助制度を創設いただきたい。

- (4) ① 地震発生時、医療施設は、入院患者等の安全を確保するとともに、被災地から救急患者を受け入れ、適切な医療を提供する拠点となるため、建物の耐震化を促進する必要がある。未耐震病院等に対しては、国の助成制度を紹介しているが、熊本地震後も反応は鈍く、耐震化を躊躇する理由として「資金不足」や「(耐震化が高額であることから) 建替えることを検討」と挙げている。

現行の助成制度（医療提供体制施設整備交付金等）では、多額の費用負担が生じることとなるため耐震化が進んでいない。そのため、国による助成制度の拡充をお願いしたい。

- (4) ② 現在、広域型の特別養護老人ホーム等については、県の補助により施設の耐震化を進めているが、施設の判断によること、県の補助では整備数に限りがあることなどから、耐震化が進んでいない状況である。

特別養護老人ホームや養護老人ホームについては福祉避難所として位置づけられることも多く、施設の耐震化が必要であるため、国による耐震工事に対する補助制度の創設をお願いしたい。

農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実・強化

【農林水産省】

提案・要望事項

1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等

- ① 復旧・復興に必要な予算については、平成30年度においても十分な額を確保していただきたい。特に、災害復旧事業については、復興係数・復興歩掛りの導入等に伴い、事業費増加が見込まれるため、御配慮をお願いしたい。
- ② 再度災害防止に必要な工事（排水機場、治山、海岸整備）に係る別枠の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- ③ 迅速な復旧に向けて取り組んでいるが、工事箇所によっては不測の事態が生じるおそれがあるため、事業期間の設定等について、適宜弾力的な対応をお願いしたい。

2 農地・農業用施設の円滑かつ迅速な復旧と創造的復興への支援の充実強化

- ① 災害復旧事業の実施に当たり、簡素化査定や事業費増加による計画変更手続きが必要となることから、要件緩和や事務の簡素化をお願いしたい。
- ② 多面的機能支払事業による自力復旧の取り組みが継続することから、格別の予算措置をお願いしたい。
- ③ 農地集積や大区画化、地域営農法人の設立など、中山間地域における「創造的復興」のモデル的な取り組みを「中山間地域総合整備事業」で実施しており、早期の営農再開を実現するため、「農山漁村地域整備交付金」の別枠での配分等、格別な配慮をお願いしたい。
- ④ 被災地がまちづくりを進める中、相当規模の住宅再建等を円滑かつ迅速に進めるため、農地の活用について農振・農地制度上の特段の配慮をお願いしたい。

3 海洋ゴミ（流木等）や堆積土砂対策の充実強化

海域を漂流する流木や流出土砂の堆積等による漁場環境悪化に迅速に対応するため、新たな災害復旧事業の創設等、対策の充実強化をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等

- ①平成30年度においても、引き続き復旧・復興に向けた事業を推進する必要があるため、十分な予算確保が必要である。特に、災害復旧事業については、不調不落対策として、復興係数・復興歩掛りの導入等を行ったこと伴い、事業費増加が今後見込まれる点にもご配慮をお願いしたい。
- ②今回の地震等の被害を受けて、県内の防災意識が高まっており、治山事業、排水機場整備及び海岸整備等の再度災害防止に資する事業のニーズが強まっていることから、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。とりわけ、治山事業については、地震等の復旧対策として、本県への予算配分に御配慮頂いているが、通常予算枠内での対応であり、他の治山事業の予算不足が見込まれることから、更なる予算枠の確保をお願いしたい。
- ③被災地においては、官民一体となって迅速な復旧に向けて、全力で取り組んでいるが、事業実施に当たり、施工業者への発注増加や資機材の需要の高まりにより、不調不落が発生しているほか、特に被害が甚大な地域では、いまだ生活基盤の再建途中で、経営再開への着手が遅れているなど、

工事箇所の一部で、想定外の事業期間延長が生じるおそれがある。そのため、不測の事態が生じた地域に限っては、実態に応じた弾力的な対応に御配慮をお願いしたい。

2 農地・農業用施設の円滑かつ迅速な復旧と創造的復興への支援の充実強化

- ①簡素化査定の導入等により、災害査定は平成 29 年 1 月までに完了したものの、簡素化査定（約 1,800 件）の大半で、今後計画変更が必要になる。また、通常災害査定を実施した地区においても、復興係数・復興歩掛りの導入等に伴う事業費増加が見込まれ、計画変更が数多く発生すると見込まれる。特に、技術職員が不足している市町村では対応が困難であることから、計画変更に関する要件緩和や事務手続きの簡素化をお願いしたい。
- ②昨年 4 月の地震発生後から、農家自らが多面的機能支払交付金を活用して、農道や水路等の復旧に取り組んできた。生産現場においては、平成 30 年度以降も自力復旧の取り組みが継続することから、通常活動分も含めて、事業実施に支障が生じないよう十分な予算措置をお願いしたい。
- ③本県では、単なる原形復旧ではなく、未来に繋がる基盤整備として、県営事業により、熊本市（秋津）、阿蘇市（狩尾）、南阿蘇村（乙ヶ瀬）において、担い手への農地集積、大区画化等の創造的復興の取り組みをモデル的に進めている。これらの取り組みは、地震により被害を受けた農業者の意欲を後押しする重要なモデルであることから、十分な予算措置をお願いしたい。特に、南阿蘇村乙ヶ瀬地区については、「中山間地域総合整備事業」を活用して創造的復興に取り組んでおり、早期の営農再開を実現するため、「農山漁村地域整備交付金」の別枠での配分等、格別な御配慮をお願いしたい。
- ④益城町や南阿蘇村等の被災地においては、創造的復興に向けたまちづくりが計画され、今後、住宅再建等が急がれるところであり、用地として農地を相当の規模で活用せざるを得ないケースが想定される。現行法令に照らしたとき、活用できる農地は限られ、また、被災者の仮設住宅での生活にも限りがある。そのため、例えば「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる 27 号計画）」については、「地域の特性に応じた農業の振興を図るための必要な施設」が要件とされているが、被災地において復興計画等に位置付けられたものに関しては、これを緩和するなど、農振・農地制度上の特段の配慮をお願いしたい。

3 海洋ゴミ（流木等）や堆積土砂対策の充実強化

本県では、昨年 4 月の熊本地震に起因する流木や土砂が、6 月の豪雨の後に有明海に大量に流れ込むなどの漁場への被害が発生した。今後も、豪雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧される。このうち、海域を漂流する流木等については、現行制度では十分対応できないため、例えば、東日本地域を対象を限定している「漁場復旧対策支援事業」の全国展開等、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。また、これまで堆積土砂対策として、水産環境整備事業を活用していたが、本来は災害復旧目的の事業ではないため、同一箇所での事業実施はできない等の制約も多いことから、制度の見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。加えて、激甚指定時に事業実施が可能となる「堆積土砂排除事業」についても、激甚要件や税込要件の緩和等、活用しやすい制度への見直しをお願いしたい。

グループ補助金等に係る財政支援措置の充実

【経済産業省】

提案・要望事項

地震により被災した多くの企業・事業者を支援するため、グループ補助金について、平成30年度を含め、今後も必要な財政支援措置を行っていただきたい。

また、被災した商工団体施設の復旧支援についても、平成30年度の予算執行が可能となるよう柔軟な対応を行っていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) グループ補助金

県内商工業の設備、建物等の被害額は8,200億円（推計）と推計され、その甚大な被害からの復旧・復興を促進するためには、平成30年度を含め、今後も財政支援措置が必要である。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商工会・都道府県商工会連合会・都道府県中小企業団体中央会・商工会議所の施設復旧事業）

地域の中小・小規模企業支援の中核施設である熊本県商工会館は甚大な被害を受け、その復旧に長期の時間を要することから、平成30年度においても予算執行が可能となるよう柔軟な対応が必要である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
グループ補助金の予算確保	平成28年度予算措置 1,474.5億円 (うち1,454.2億円を平成29年度へ繰越)	次年度以降の事業実施に必要な予算確保及び事故繰越の柔軟な対応
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の予算執行	平成28年度予算措置 6.1億円 (うち6.0億円を平成29年度へ繰越)	事故繰越の柔軟な対応

3 要望の詳細

今回の地震により被災した多くの企業・事業者にとって、東日本大震災時と同様に措置されたグループ補助金を活用した復旧整備事業は、本県経済の復旧・復興にとって極めて有効な施策であり、事業者の期待も非常に高い状況である。

しかし、本補助金申請予定者（第一、二次公募分）の約3割が未申請であり、当該者へのアンケート等では、「工事業者の不足」等の意見がある。また、益城町や阿蘇地域の各市町村などでは、交通インフラの復旧状況の進捗の影響等もあり、復旧の見通しが立たない等「地域的な事情」などがある。このように、復旧を進めるにあたって、復興事業計画の策定や復旧工事に時間を要せざるを得ない状況となっていることもあり、今後も申請予定者が見込まれる。

そのため、「次年度以降の本補助金の継続」等が強く求められており、本県の中小企業者等の復旧・復興を促進するために、東日本大震災と同様に複数年度にわたり事業が実施できるよう、万全な予算措置等を講じていただきたい。

加えて、甚大な被害を受けた熊本県商工会館については、その復旧（建替え）に相当の時間を要することから、事故繰越の柔軟な対応をお願いしたい。

被災地の迅速な復旧・復興に必要なインフラ整備等

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- ① 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設・公営住宅等の災害復旧、復興を支援する道路整備、河川管理・下水道・港湾施設の耐震化、土砂災害対策、熊本城公園の早期復旧と耐震化等）に必要な予算を確保いただきたい。
- ② 被災した阿蘇地域の早期の復旧・復興に向け、直轄事業による阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面对策及び国道57号（現道、北側復旧ルート）の災害復旧事業並びに直轄代行業による国道325号阿蘇大橋、県道熊本高森線（俵山ルート）及び南阿蘇村道栃の木～立野線の災害復旧事業について、早期完成をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 道路、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が3,300箇所以上と広範に被災し、被害額は約1,900億円に及んでいる。また、公営住宅の被害は131団地で、土砂災害は158箇所が発生した。
- ② 南阿蘇村の阿蘇大橋地区では大規模な斜面崩壊が発生し、国道57号が遮断されるとともに、国道325号阿蘇大橋が落橋した。また、西原村の県道熊本高森線俵山ルートでは、橋梁6橋及びトンネル2本を含む延長約10kmに渡って大規模に被災するなど、阿蘇地域では特に甚大な被害が発生した。

2 現行制度及び要望内容

項目	要望内容
① 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備 【主な事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、公営住宅等の災害復旧 ・復興を支援する道路の整備 ・河川管理施設や下水道施設の耐震化 ・港湾施設の耐震化 ・熊本地震で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策 ・熊本城公園の早期復旧と耐震化等の推進 	予算の確保
② 直轄事業及び直轄代行業 【直轄事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面对策 ・国道57号（現道、北側復旧ルート） 【直轄代行業】 <ul style="list-style-type: none"> ・国道325号阿蘇大橋 ・県道熊本高森線（俵山ルート） ・南阿蘇村道栃の木～立野線 	早期完成

3 要望詳細

- ① 今回の地震により被災した公共土木施設等については、今後、復旧事業等が本格化していく。また、熊本地震からの復興を真に実現するためには、リダンダンシーの強化及び観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の経済を支える物流拠点となる港湾施設の耐震化、被災地域の安全・安心を確保する河川管理・下水道施設の耐震化等のインフラ整備が不可欠である。
- そのため、熊本地震からの迅速な復旧・復興に必要なインフラ整備に係る予算の確保を引き続きお願いしたい。
- ② 今回の熊本地震で被災した阿蘇大橋地区の斜面や国道57号、国道325号阿蘇大橋については、被害の規模や現場状況の厳しさから、復旧は困難を極めると想定されたが、国においては、いち早く直轄事業及び直轄権限代行事業で復旧事業等に取り組んでいただいた。
- また、県道熊本高森線と南阿蘇村道柘の木～立野線については、全国で初めて大規模災害復興法に基づく直轄代行で復旧事業に取り組んでいただいている。
- その後も、阿蘇大橋地区の崩壊斜面对策については、強力に事業を推進していただくとともに、国道325号阿蘇大橋では、架け替え位置や橋梁形式の決定、また、村道柘の木～立野線の長陽大橋ルートについては、応急復旧による今年夏の開通目標など、その状況を逐次公表いただいた。
- 特に、県道熊本高森線（俵山トンネルルート）についてはトンネルと旧道を活用して平成28年内に暫定開通していただき、さらに、国道57号の北側復旧ルートについては、速やかにトンネル工事に着手していただくなど、迅速かつ着実に取組みを進めていただいている。
- また、本震発生から1年となる4月16日には、国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿蘇大橋ルートについて、平成32年度での全線開通目標を公表していただいたところである。
- いずれの路線も地域住民の重要な生活道路であるとともに、本県にとっても物流や阿蘇地域の観光産業を支える非常に重要な路線である。
- 現在でも、この被災した路線のほとんどは遮断された状態が続いており、多くの県民が通学や通勤に困難をきたすなど、非常に不便な日常生活を強いられているとともに、熊本県内はもとより九州全体の物流や観光など、経済活動にも非常に深刻な影響を及ぼしている状態が続いている。
- これらの復旧は、地元の期待も大きく、また、阿蘇地域ひいては熊本県の復興に欠かせないものであるため、引き続き、早期完成に向け事業を促進いただきたい。

被災地のまちづくりに必要な事業の予算確保及び制度拡充

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震により甚大な被害を受けた被災地において、被災した公共施設等の機能回復とともに、その地域の実情に応じたまちづくりを推進するため、以下についてお願いしたい。

- ① 熊本県内の被災地のまちづくりに必要な小規模住宅地区改良事業や都市防災総合推進事業等については、十分な予算の確保及び国庫補助率の嵩上げや地方財政措置の充実等による地方負担の軽減など、今後とも国による中長期的な支援をいただきたい。
- ② 益城町被災市街地復興推進地域内で行う街路事業や都市公園事業等については、被災市街地復興特別措置法第6条により、自治体ができる限り速やかに整備を行うこととされていることから、土地区画整理事業と同様の事業と位置付け、地方負担の軽減を図るための財政上の支援措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震では、益城町や南阿蘇村、西原村等をはじめとする被災地において、家屋の倒壊や道路の寸断、宅地被害等が発生し、避難や救助、復旧活動時に避難路や緊急車両の通行機能を有した道路の通行に支障が出るなどの課題が浮き彫りとなった。

震災からの地域の再建を真に実現するためには、原形復旧を原則とする災害復旧だけではなく、様々な国の補助制度を活用して、住まいの確保を図るとともに、避難路や避難場所等が適正に配置された災害に強いまちづくりが必要である。

特に、小規模住宅地区改良事業や都市防災総合推進事業については、被災地の再建に有効な事業であるため、複数の被災市町村が同事業の活用を予定している。

【被害が大きかった3団体における主な実質負担額】

○小規模住宅地区改良事業

【単位：百万円】

市町村名	総事業費	国庫補助	地方債	一財	実質負担額
益城町	583	291	262	30	233
南阿蘇村	6,393	3,196	2,877	320	2,557
西原村	3,090	1,545	1,390	155	1,236
計	10,066	5,032	4,529	505	4,026

○都市防災総合推進事業

【単位：百万円】

市町村名	総事業費	国庫補助	地方債	一財	実質負担額
益城町	17,100	8,550	7,695	855	6,840
南阿蘇村	135	67	61	7	54
西原村	145	72	65	8	58
計	17,380	8,689	7,821	870	6,952

また、益城町では、被災市街地復興特別措置法の規定に基づく「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定により、一定の建築制限を行ったうえで市街地の復興を図ることとしている。

そのうち、益城町復興計画で“都市拠点”に位置付けた木山地区における土地区画整理事業、及び“まちの中心軸”に位置付けた県道熊本高森線（都市計画道路益城中央線）をはじめとする県や町が取り組む街路事業や都市公園事業、下水道事業等については、益城町の復興を牽引する基幹的な事業として取り組む必要がある。

2 現行制度及び要望内容

①熊本県内の被災地のまちづくりに必要な主な事業

項目	現行制度	東日本大震災	要望内容
小規模住宅地区改良事業	1/2	3/4	予算の確保 及び 国庫補助率の嵩上げや 地方財政措置の充実
都市防災総合推進事業	1/2	3/4	
道路事業（街路事業）	6/10	8/10	
震災特別家賃低減事業	なし	3/4	
住宅・建築物安全ストック形成事業 （住宅・建築物耐震改修事業）	1/3	2/3	
都市再生区画整理事業	1/2	3/4	
下水道事業	1/2	3/4	
都市公園事業	1/2	3/4	
防災集団移転促進事業	3/4	7/8	
災害公営住宅整備事業	<u>3/4</u>	7/8	
災害公営住宅家賃低廉化事業	<u>3/4</u>	7/8	
優良建築物等整備事業	<u>2/5</u>	7/10	

※下線部分は、これまでの要望により、補助率が嵩上げされたもの。

②益城町被災市街地復興推進地域内で行う主な事業

項目	現行制度	要望内容
	地方財政措置	
被災市街地復興土地区画整理事業（※）	公共事業等債：本来分90%充当 うち80%を地方交付税措置	—
街路事業	公共事業等債 本来分：50%充当 財対債分：40%充当	上記「被災市街地復興土地 区画整理事業」（※）と 同等の地方負担の軽減
都市公園事業	うち財対債分の50%（全体の20%）を 地方交付税措置	
下水道事業	下水道事業債：100%充当 うち42%を地方交付税措置	

3 要望の詳細

① 平成29年度当初予算では、宅地耐震化推進事業の国庫補助による支援の充実をはじめ、被災地のまちづくりに必要な予算を確保いただいたところであるが、引き続き、中長期的な予算の確保や地方負担の軽減を図るなど、国による全面的な支援をお願いしたい。

特に、被災した地域のまちづくりに有効かつ不可欠な小規模住宅地区改良事業や都市防災総合推進事業等については、被災市町村の財政負担が大きいことから、国庫補助率の嵩上げや地方財政措置の充実等による地方負担の軽減を図っていただきたい。

② 益城町被災市街地復興推進地域の復興に不可欠な、被災市街地復興土地区画整理事業や街路

事業については、多大な経費が必要となるため、長期的な予算の確保と地方負担の軽減が必要である。

被災市街地復興土地区画整理事業については、平成 29 年度当初予算において熊本地震の特例として公共施設の整備に伴い連鎖的に移転が必要となる建築物の移転補償費を補助対象に拡大いただいたうえ、被災市街地復興特別事業として十分な地方財政措置がなされている。

しかし、土地区画整理事業と一体となって復興を牽引するために必要な街路事業をはじめとした復旧・復興関係事業については、補助率は他事業と比べ高いものの、平時の事業と同様の地方財政措置のため、復興に係る地方負担が膨大なものとなる。

そのため、益城町被災市街地復興推進地域内で行う街路事業や都市公園事業等については、被災市街地復興特別措置法第 6 条により、自治体ができる限り速やかに整備を行うこととされていることから、土地区画整理事業と同様の事業と位置付け、地方負担の軽減を図るための財政上の支援措置をお願いしたい。

大規模災害時の公共土木施設災害復旧に対する財政支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

平成28年熊本地震とその後の豪雨により、県内の公共土木施設などに甚大な被害を受けた。地域住民の生活の安定や地域経済の再生のためにも、早急な復旧が望まれており、復旧工事を遅滞なく進めるため、専門的な技術力を有する民間企業への業務委託費等に係る財政的な支援や地方財政措置の充実をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

平成28年熊本地震とその後の豪雨により、県内の公共土木施設の災害査定件数は、約5,000件にのぼる。

通常業務に加えて、これらの膨大な災害復旧事業を早急に進めるためには、県及び市町村の現在の組織体制だけでは負担が大きく、他自治体から応援職員を要請しているが、十分な体制とは言えない状況にある。

特に、規模の小さな町村においては技術系職員数の不足が著しく、継続的に業務管理を行っていくうえで、短期の応援職員だけでは困難である。

このため、積算や現場管理等について、専門的な技術力を有する民間企業への業務委託が有効となる。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
大規模災害時の民間企業への業務委託	—	財政的な支援

3 要望の詳細

地域住民の生活の安定及び地域経済の再生のためにも早期復旧が重要であり、県及び市町村が行う専門的な技術力を有する民間企業への発注者支援の業務委託（積算や現場監理等）に対する財政的な支援や地方財政措置の充実が必要である。

	県		市町村(熊本市の公園を除く)		計	
	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)
河川	637	22,884	783	8,122	1,420	31,006
道路	566	13,499	2,506	18,565	3,072	32,064
海岸(建設)	1	6	0	0	1	6
海岸(港湾)	5	153	0	0	5	153
橋梁	40	6,704	111	5,131	151	11,835
砂防施設	141	4,684	0	0	141	4,684
急傾斜地崩壊防止施設	7	131	0	0	7	131
地すべり防止施設	1	12	0	0	1	12
下水道	1	21	120	12,148	121	12,169
公園	4	1,144	34	5,656	38	6,800
港湾	19	979	0	0	19	979
合計	1,422	50,217	3,554	49,622	4,976	99,839

※金額は、災害査定決定額(仮決定を含む)

※箇所数及び金額は、平成28年熊本地震やその後の梅雨前線豪雨等に起因して発生した災害の査定結果の合計

※国直轄による国道325号阿蘇大橋、県道熊本高森線俵山バイパス、南阿蘇村道板木立野線の権限代行施工分の箇所数、金額は含まない

<参考>

◆査定決定額が大きい市町村の状況(市町村工事)

益城町	284箇所(約130億円)
熊本市	147箇所(約99億円 公園分を除く)
南阿蘇村	260箇所(約45億円)
山都町	533箇所(約33億円)
御船町	392箇所(約32億円)

道路、河川堤防、海岸保全施設等の 地震により増大する維持管理費に対する財政支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震及び度重なる余震で発生した山腹崩壊土砂や不安定土砂の継続的な流出による河川や港湾内の堆積土砂の掘削や浚渫及び脆弱化した道路、河川堤防、海岸保全施設等の維持管理費等に対する国の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震においては、震度7を記録した2度の地震のほか、4,300回を超える余震に伴い、山腹崩壊や地盤の緩みが発生している。このため、山腹崩壊土砂や不安定土砂が、河川や港湾区域内に継続的に流出し、堆積しているため、平成30年度以降も土砂の掘削や浚渫等が必要になっている。

また、道路施設（橋梁、舗装、防災施設等）や河川堤防、海岸保全施設等の脆弱化に伴い、梅雨等の出水期などにおける災害リスクが高まっており、余震が起こるたびに、各施設の点検や補修等の維持管理に係る経費が増大している。

特に、道路については、地震の大きな揺れによる地盤の脆弱化のため、舗装の劣化が進行し問題となっている。また、昨年度から今年度にかけて実施している路面下空洞化調査や緊急法面点検においても、新たな危険箇所が顕在化してきている。

このように、地震により増大する維持管理経費等については、地震に起因するにもかかわらず災害復旧事業の対象とならず、単独費で対応せざるを得ないものが多く、必要な予算確保が課題となっている。

○熊本地震関連県予算（単県事業：維持管理関係）

（単位：千円）

項目	H28補正	H29当初	H30当初（見込）
河川災害関連事業 （河川掘削事業費等）	868,000	1,309,396	280,000
港湾災害関連事業 （港湾維持浚渫事業費）	—	200,000	200,000
道路災害関連事業 （舗装修繕費、災害防除費等）	601,877	1,122,492	1,000,000

2 要望の詳細

今回の地震により発生した流木や土砂の撤去などで災害復旧の補助採択に至らないものや、迂回路の舗装補修、落石の除去などで補助対象とならないものについて、これまで単独費で対応しており、未曾有の大災害からの復旧・復興に取り組む中で、国からは様々な御支援をいただいているが、現制度では補助対象とならない、こういった費用の積み重ねが県や市町村財政の大きな負担となっている。

そのため、地震に起因するものの、災害復旧事業の対象とならない土砂掘削や浚渫、維持管理等に関する経費についても、災害復旧事業に準ずるものとして、特別な財政支援をお願いしたい。

所有者不明等の土地の取得に係る特例制度の創設

【法務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震からの復旧・復興事業の実施にあたり、所有者又は所有者の所在が明らかでない土地や相続がされていない土地等が多数存在しており、限られたマンパワーのなかで、これら土地の取得には相当の時間と経費を要し、用地取得の遅延が復旧・復興の足枷となっている。

このため、公共事業における土地の取得に当たっては、財産権保護の観点から慎重に取り扱わなければならないが、災害からの復旧・復興事業等については、所有者不明等の土地を既存制度に比べ、より迅速に取得できるよう新たな制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

災害復旧事業や砂防災関係事業等の事業期間は1年となっており、今年度は既に繰越（未繰）予算となることから早期に用地取得を完了する必要があるが、現行の用地取得の制度では相当な時間と経費を要する。

(用地取得を伴う災害箇所数等)

事業名	箇所数	総事業費	うち用地費
災関係事業（砂防）	26 箇所	110 億円	2.9 億円
〃（地すべり）	3 箇所	46 億円	2.3 億円
〃（急傾斜）	31 箇所	43 億円	—
災害復旧事業	129 箇所	125 億円	1.8 億円
合計	189 箇所	324 億円	7.0 億円

2 現行制度及び要望内容

主な項目	制 度		要望内容
所有者が明らかでない土地 (所有権の保存登記がなされておらず表題部のみの登記の場合)	不在者財産管理制度	土地収用制度	財産権に配慮した新たな土地取得制度の創設
所有者の所在が明らかでない土地			
相続放棄している土地等	相続財産管理制度		

3 要望の詳細

所有者不明等の土地の取得には、多くの権利者の所在確認や同意取得に努め、最終的には財産管理制度及び土地収用制度等を利用しているが、相当の時間と経費を要している。

公共事業における土地の取得に当たっては、財産権保護の観点から慎重に取り扱わなければならないが、災害からの復旧・復興事業における所有者不明等の土地については、休眠預金活用法を参考にするなどして財産権に配慮した新たな制度を創設していただきたい。

被災宅地復旧支援事業の継続

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

被災宅地の復旧等に必要な宅地耐震化推進事業について、必要な予算確保や地方負担の軽減など、今後とも国による中長期的な支援をいただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本都市圏及び阿蘇地域を中心に、がけや擁壁の崩壊、液状化、陥没といった様々な宅地被害が多数発生（約15,000件と推定）。宅地耐震化推進事業において、約3,500件を復旧予定。

・総事業費：約264億円

（H29年度：84億円、H30年度以降：180億）

2 現行制度及び要望内容

	現行補助率	要望内容
宅地耐震化推進事業 （滑動崩落防止、液状化防止、小規模宅地擁壁対策への対応）	1/2	予算の確保 及び 地方負担の軽減

3 要望の詳細

熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化、陥没など東日本大震災を超える多大な宅地被害が発生しており、被災者の一日も早い生活再建のためには、熊本地震の特質に応じた被災宅地の早期復旧が求められている。

平成29年度当初予算では、宅地耐震化推進事業の補助対象要件の緩和や補助率の嵩上げを行って頂き、また宅地復旧に必要な予算を確保いただいたところであるが、今後とも、必要な予算の確保と地方負担の軽減を継続していただきたい。



被災者の住まい再建・確保に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

被災者の住まい再建・確保を加速化するため、被災者の相談支援や負担軽減などの以下の施策に関し、財政支援など特段の支援をいただきたい。

- ① 仮設住宅入居者等の住まい再建に係る相談支援・負担軽減
- ② 地域型住宅グリーン化事業の継続、柔軟な運用
- ③ 土砂災害特別警戒区域からの移転支援、区域内での再建支援
- ④ 応急仮設住宅の利活用

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

被災者の生活再建に向けては、被災者生活再建支援金や各種補助制度を最大限活用させていただいている。さらに、それでも不足する部分は復興基金の活用により被災者の負担軽減に全力で取り組んでいるところであるが、被災者の住まい再建・確保が特に大きな課題となっている。

(住家被害状況) ※H29. 5. 16 現在

区分	棟数
全壊	8,673 棟
半壊	34,186 棟
一部損壊	147,950 棟
計	190,809 棟

(応急仮設住宅の入居状況) ※H29. 4. 30 現在

区分	件数	人数
応急仮設住宅	4,157 件	10,894 人
みなし仮設住宅	14,895 件	34,201 人
公営住宅等	1,157 件	2,523 人
計	20,209 件	47,618 人

(土砂災害特別警戒区域内の被害)

約1,000 戸 (半壊以上)

※市町村の罹災証明の発行状況より集計

(応急仮設住宅の設置状況)

	市町村数	団地数	戸数
総 数	16 市町村	110 団地	4,303 戸
うち木造	11 市町村	31 団地	683 戸

※木造683戸のうち、市町村が利活用を希望するものについて改修を予定

※改修は、室内建具や外構 (雨水・排水対策、浄化槽の埋設等) 等

※事業費は外構費等で個々のばらつきが想定されるため、現時点では未定

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
①仮設住宅入居者等の住まい再建に係る相談支援・負担軽減	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報の提供あつ旋や住宅再建に向けた相談体制等の制度の創設 ・住宅再建時（応急仮設住宅等退去時）の移転費用等の支援制度の創設
②地域型住宅グリーン化事業の継続、柔軟な運用	年度毎の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震関係については今後も事業を継続 ・補助加算の対象として耐震等級3を追加 ・熊本地震関係については当初から優先的に補助採択の戸数を割り当て
③土砂災害特別警戒区域からの移転支援、区域内での再建支援	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度創設
④応急仮設住宅の利活用	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う木造応急仮設住宅の改修費に対する財政支援

3 要望の詳細

- ① 仮設住宅入居者等が住宅再建を果たすためには、住宅再建に不安を抱える入居者に寄り添う支援、供与終了に伴う退去者の移転費用の負担軽減などの後押しが必要である。

このため、不動産情報の提供あつ旋や、住宅再建に向けた相談等の支援、住宅再建時（応急仮設住宅等退去時）の負担軽減を図る移転費用、利子補給、家賃補助等の支援により、入居者等の住宅再建を加速化する制度を創設していただきたい。

- ② 国土交通省所管の地域型住宅グリーン化事業は、環境負荷の低減等に配慮した住宅の整備に対する補助事業であるが、被災者の自力再建の負担軽減や地場工務店の活用促進にもつながる事業として期待されるため、熊本地震関係については、今後も事業を継続していただきたい。

その際には、耐震等級3を条件としている「くまもと型復興住宅」を推進するため、耐震等級3については補助加算の対象としていただきたい。

なお、全国的な事業として継続される場合は、早期の被災者支援及び被災地復興の観点から、熊本地震関係については当初から優先的に補助採択の戸数を割り当てていただきたい。

- ③ 今回の地震により土砂災害特別警戒区域内で被災した方が、安全な地域へ移転することは、創造的復興の一環であると考えている。

県民の安全・安心を確保するとともに、熊本地震からの創造的復興を加速させるため、移転経費の実費補助等、住宅の移転等に要する費用について、支援制度を創設していただきたい。

また、土砂災害特別警戒区域からの移転が優先事項ではあるが、現地再建せざるを得ない状況にある被災者にとって、再建時に必要となる構造規制（防護壁等の設置）は住宅再建の大きな障害となっている。

このため防護壁など住宅に要する費用についても、支援制度を創設していただきたい。

- ④ 応急仮設住宅には多くの被災者が入居しているが、その供与期間2年が経過した後のすまいの確保が喫緊の課題となっている。

そのため、市町村において災害公営住宅の整備を進めているところであるが、一方で本県では、木造の応急仮設住宅を建設済みであり、これを利活用すれば、短期間かつ比較的安価な改修工事で被災者のための公的住宅を確保できると考えている。

については、市町村が改修を行う場合に要する費用に対する財政支援をいただきたい。

阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援

【国土交通省】

提案・要望事項

- ① 国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”について、コンセッション方式の導入による創造的復興の早期実現のため、平成30年度末までの新たな運営権者の選定及び平成31年度末までの国内線別棟ビルの完成、並びに、一日も早い新ターミナルビル完成に向けた支援をお願いしたい。
- ② 阿蘇くまもと空港への交通アクセスの機能強化に向けた支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害の状況：天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁に多数の亀裂などの大規模な損壊が発生。
- ・総事業費：未定（新ビルの設計・建設費用は、新しい運営権者において積算）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
阿蘇くまもと空港の創造的復興	—	<ul style="list-style-type: none">・コンセッション方式の早期導入（平成30年度末までの運営権者選定）・国内線別棟ビルの平成31年度末までの完成及び運用に係る国の全面支援・空港アクセス機能強化に向けた支援

3 要望の内容

- ① 今回の地震により、阿蘇くまもと空港ターミナルビルが損壊し、特に国内線ビルでは、一部天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁の多数の亀裂など多大な損傷を受けた。
その後、応急復旧工事は完了したが、耐震性能は従前のままであり、又、国内線ビルの老朽化や国際線ビルの狭隘さなどの問題が残るため、県としては、十分な耐震性能を有する国内線と国際線が一体となった新しいターミナルビルを建設する必要があると判断し、その手法として、新ビルの設計段階から民間の知恵、資金を活用するため、コンセッション方式の導入を目指すことを決定した。
そのため、阿蘇くまもと空港にコンセッション方式を出来るだけ早期に導入していただき、又、新ターミナルビル建設に当たり必要となる国内線別棟ビルの早期完成及び同ビル運用中のランプバスの調達や運転手の確保等について国の全面支援をお願いしたい。
- ② 阿蘇くまもと空港は、鉄道軌道が接続しておらず、空港への交通アクセスは、自家用車やリムジンバスに頼るしかなく、朝夕の渋滞時には著しく定時性が落ちるなど非常に脆弱である。幸い、今回の地震ではアクセス道路が寸断されることが無く事なきを得たが、リダンダンシー確保の観点から、大量輸送が可能なアクセス手段の導入が求められている。
現在、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興のシンボルとするために、各種事業に取り組んでおり、この一環で、空港への交通アクセスの改善にも取り組むこととしている。
コンセッション方式導入による新ターミナルビルの建設等により、今後、空港利用者が大幅に増加することが想定され、利用者の利便性向上も図る必要がある、鉄道軌道の導入も含めた空港アクセス改善策を検討しているところである。
ハード整備については多額の費用を要し、国の支援なしには実現困難であることから、今後、整備方針が決定した場合には、整備費用にかかる手厚い支援及び特別な配慮をお願いしたい。

南阿蘇鉄道等の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案・要望事項

- ① 第三セクター鉄道である南阿蘇鉄道の災害復旧に対する国庫補助率嵩上げや地方財政措置の充実等、東日本大震災における三陸鉄道に相当する支援をお願いしたい。
- ② 阿蘇地域の復興に向けた阿蘇大橋地区の砂防事業、道路事業と一体となったJR豊肥本線の早期復旧への支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

①南阿蘇鉄道

- ・被害状況 立野地区を中心に橋梁損壊、トンネル亀裂多数等
平成28年4月15日から全線運休（※7月31日、高森駅-中松駅間運行再開）
- ・総事業費 約65～70億円 ・工期 設計着手から1～5年程度
※工期等については、今後の詳細設計等により精査される予定

②JR豊肥本線

- ・被害状況 阿蘇大橋地区を中心に大規模な斜面崩壊等多数
平成28年4月15日から肥後大津駅-豊後荻駅で運休
（※7月9日、阿蘇駅-豊後荻駅間で運行再開）

2 現行制度及び要望内容（①南阿蘇鉄道）

	現行	要望内容		参考：三陸鉄道	
		補助率	地方財政措置	補助率	地方財政措置
災害復旧事業費国庫補助率嵩上げ（自治体負担分の地方財政措置）	1/4	1/4→ 1/2	補助災害復旧事業債（充当率100%、交付税措置95%）	1/4→ 1/2	震災復興特別交付税100%
固定資産税の特例	—	課税標準引下げ 1/4、2/3		課税標準引下げ 1/4、2/3	
不動産取得税の特例 登録免許税の特例	—	非課税		非課税	

3 要望の詳細

南阿蘇鉄道とJR豊肥本線は、立野駅で連絡し、阿蘇地域内においても、また熊本都市圏とのアクセスにおいても欠かすことのできない交通機関である。さらに、南阿蘇鉄道は、国内外からの観光客に人気のトロッコ列車が運行されるなど、地域の貴重な観光資源でもある。

熊本地震により、両鉄道とも立野地区を中心に甚大な被害を受けており、全線復旧には、莫大な費用と期間を要する見込みである。

特に、南阿蘇鉄道の災害復旧に係る事業費負担及び災害復旧後に想定される税負担は極めて大きく、その軽減を図ることが不可欠となる。南阿蘇鉄道の早期復旧とその後の安定的な経営確保のため国庫補助率の嵩上げや地方財政措置の充実、税制の特例措置等東日本大震災における三陸鉄道に相当する支援をお願いしたい。

また、JR豊肥本線については、JR九州の復旧工事と国直轄の阿蘇大橋地区の砂防事業等を連携して進めていただくなど、早期復旧に資する支援をお願いしたい。

観光地復興のための支援

【外務省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

- (1) 熊本地震からの復興のため、海外に向けた観光物産振興策に対する次の支援をお願いしたい。
- ①海外に向けた熊本の観光物産プロモーション等への支援
 - ②外国人観光客へのおもてなし能力向上への取り組みへの支援
 - ③新しい外国クルーズ船旅行商品（地元消費型旅行商品、FIT向旅行商品）の実現
 - ④中国人観光客に対するビザ発給要件の緩和
- (2) 熊本地震により激減した修学旅行等の教育旅行の復活について支援をお願いしたい。
- ①風評被害払しょくに係る誘致活動（教育旅行情報の発信・誘客促進）への財政支援
 - ②学校関係者等の理解促進への働きかけ
- (3) 熊本地震による甚大な被害を受けた阿蘇地域の観光復興について支援をお願いしたい。
- ①情報の発信、誘客促進への支援
 - ②インフラ整備に応じた段階的モニターツアー等への支援
 - ③地域のブランド力を高める観光施設等の投資促進

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

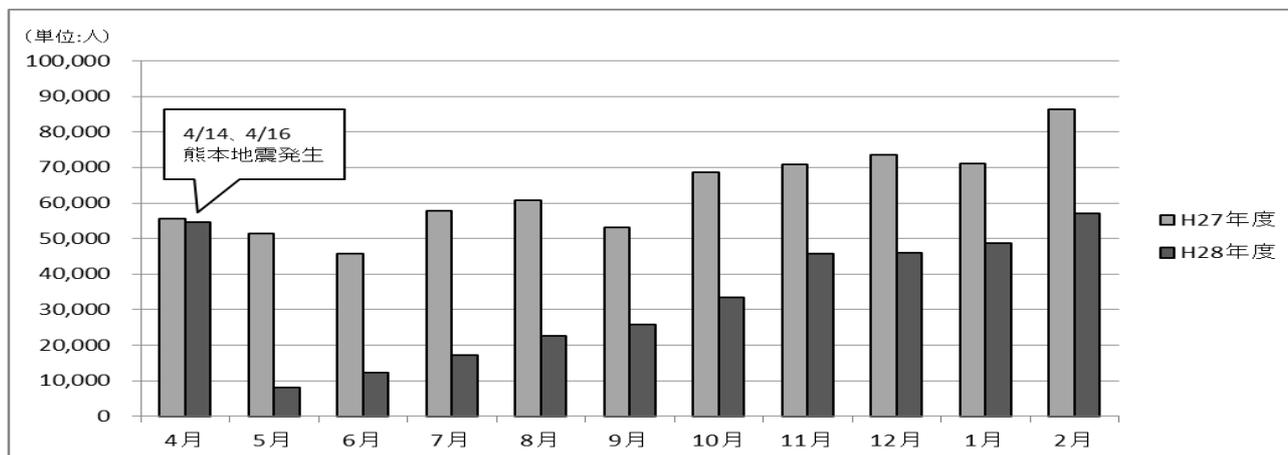
(1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

熊本地震発生後、激減した外国人観光客数は、九州ふっこう割等の様々な対策を講じてきたものの、1年以上を経過した現在でも回復が遅れている状況である。

そのような中、本県八代港への海外大型クルーズ船の寄港数は、昨年の10隻から今年は75隻に急増する予定である。しかしながら、クルーズ船寄港時のオプションツアーは、地元への経済波及効果が低いことや、旅行者がオプションツアーにおける免税店での買物のプログラムに満足できていないといった課題が明らかになってきている。

また、物産振興については、アジアを中心とした海外の活力を取り込むことが重要であるが、県内企業の海外展開の経験が不十分であり、海外へのマーケット開拓が進んでいない状況である。

【熊本地震発生以降の熊本県の外国人延べ宿泊者数（出典：観光庁宿泊統計調査）】



※H27・H28・H29 従業員数10人未満の施設を含まない。

(2) 修学旅行等の教育旅行の復活

熊本地震の発生により県内に甚大な被害が発生し、平成28年度の教育旅行は約64%がキャンセルされ、平成29年度においても阿蘇地域の代表的なホテルの予約状況は地震前の約45%にとどまっており、教育旅行の回復は非常に厳しい状況である。(熊本県教育旅行受入促進協議会調べ)

また、平成29年度の九州への教育旅行延べ宿泊予約数は、平成27年度の76%となっており、九州観光周遊の中心に位置づけられる熊本の教育旅行の回復の遅れは、九州全体に影響している。(九州観光推進機構調べ)

保護者等の不安を払しょくするため、昨年度から、旅行会社や学校関係者を対象とした教育旅行素材説明会、旅行会社を招請した現地説明会により正確な情報発信に努めており、継続的な取り組みが必要である。

(3) 阿蘇観光の復活

これまで、本県観光をけん引してきた阿蘇地域では、平成28年4月の熊本地震及び同年6月末の大雨による土砂崩れ等の影響により、交通インフラや観光関連施設に甚大な被害が発生。交通インフラ等の復旧にはなお多くの時間を要することから、本格的な観光復興への道のりは長い。

特に地震の被害が大きく回復しきれていない阿蘇中部・南部地域については、2月～3月に当該地域限定でモニターツアーを実施したが、他地域と比較した場合、未だ旅行需要が十分に回復したとはいえない状況。

宿泊客の動向（県内主要39宿泊施設の1月～3月対前年比）

県全体	85.4%
阿蘇中部・南部以外の地域	94.7%
阿蘇中部・南部地域	70.5%

出典：熊本県宿泊客数動向調査を基に作成

2 現行制度及び要望内容

(1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

項目	現行制度	要望内容
①海外に向けた熊本の観光物産プロモーション等への支援		
・観光プロモーションへの支援	H28年度第2次補正予算において、熊本地震の影響払拭を含む地方誘客のための緊急訪日プロモーション45億円が計上されているものの、本県への財政支援はあっていない	メディア、SNS等の広報媒体を活用して情報を発信する取り組みや外国クルーズ船旅行者向けの新たな地元消費型旅行商品、FIT向旅行商品を造成の取り組みに対する財政支援
・物産振興への支援	なし	県内企業の商品力強化及び商品販売ルート構築への支援制度の構築
②外国人観光客へのおもてなし能力向上への取り組みへの支援	観光庁が所管する補助事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業） ・「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」は募集されているが拠点施設のみを対象としている	「宿泊施設インバウンド対応支援事業」の早期開始、支援対象者の拡充及び要件緩和

	め、観光事業者、宿泊施設等は対象外。 ・「宿泊施設インバウンド対応支援事業」は、H29年度は現時点で未実施。	
③新しい外国クルーズ船旅行商品（地元消費型旅行商品、F I T向旅行商品）の実現	なし	海外旅行者向けの新たな地元消費型旅行商品、F I T向旅行商品を造成するための支援
④中国人観光客に対するビザ発給要件の緩和	①十分な経済力を有する者とその家族 全国で数次ビザを導入 ②一定の経済力を有する者とその家族 沖縄県及び東北6県に対し数次ビザを導入	②一定の経済力を有する者とその家族に対しても、沖縄県及び東北6県と同様、本県への数次ビザの適用

(2) 教育旅行の復活

項 目	現行制度	要望内容
①風評被害払しょくに係る誘致活動（教育旅行情報の発信・誘客促進）への支援	なし	国による経費支援
②学校関係者等への働きかけ	なし	国による働きかけ強化

(3) 阿蘇観光の復活

項 目	現行制度	要望内容
①観光情報の発信、誘客促進に関する支援	なし	国による経費支援
②インフラ整備に応じた誘客ツアーの段階的实施への支援	なし	国による経費支援
③地域のブランド力を高める観光施設等の投資促進	なし	国による経費支援

3 要望の詳細

(1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

① 海外に向けた熊本の観光物産プロモーション等への支援

被災地のイメージを払拭し、熊本への訪問意欲を高めるため、本県への外国人観光客の9割以上を占める東アジア及び東南アジアや本県で開催される国際スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックにより観光客の増加が期待できる欧米や豪州において観光プロモーションを積極的に展開したい。そのため、国立公園満喫プロジェクトによりブランド化を進めている「阿蘇・くじゅう国立公園」をはじめとする熊本の魅力について、メディア等の広報媒体による情報発信に要する費用に対する財政支援をお願いしたい。

また、県内企業の商品を海外市場に応じてブラッシュアップをし、その商品を展開するルート構築への取組みについて支援をお願いしたい。

② 外国人観光客へのおもてなし能力向上への取り組みへの支援

失われたインバウンド需要を取り戻すためには、「クレジット・電子マネー決済端末の導入、トイレの洋式化、表示等の多言語化、Wi-Fiの整備」など、外国人観光客が快適に観光を楽しむための環境整備が必須であり、観光客が最初に訪れる観光拠点施設の他、旅の目的地である各観光施設や宿泊施設等の受入体制を十分に整えることが重要である。よって、観光庁所管の補助事業「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」中、「宿泊施設インバウンド対応支援事業」を早期に開始いただくようお願いしたい。なお、実施にあたっては、本県の観光産業が地震により傷んでいる状況を鑑み、支援対象者の拡充や訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の策定、認定に関する要件緩和についてもご配慮いただきたい。

③ 新しい外国クルーズ船旅行商品（地元消費型旅行商品、FIT向旅行商品）の実現

本県では、これまでの中国発のクルーズ旅行商品に少なかった地元消費型の旅行商品や個人旅行者向けの旅行商品をクルーズ船社や旅行会社とともに開発することとしており、これらの造成費用への財政支援をお願いしたい。

④ 中国人観光客に対するビザ発給要件の緩和

中国人観光客の増加によるインバウンド需要を回復させるため、沖縄県及び東北6県に地域限定されている数次ビザについて、本県も同地域と同様に発給が可能となるよう発給要件の緩和をお願いしたい。

(2) 教育旅行の復活

地震の影響により落ち込んでいる本県への修学旅行回復のため、都道府県教育委員会等の学校関係者や旅行業界に対し、本県への教育旅行の実施について強力に働きかけていただくとともに、風評被害払拭に係る以下の取組みに要する費用について財政支援をお願いしたい。

- ・教育旅行の安全対策及び震災学習等の教育旅行素材に関するセールスツールの作成
- ・教育旅行関係者（学校関係者、旅行会社、PTA等）の招請
- ・教育旅行を実施する県外学校への補助（例：バス代の一部補助等）

(3) 阿蘇観光の復活

「九州ふっこう割」を実施した結果、旅行需要の一定の回復が見られたが、交通インフラや観光施設の復旧になお多くの時間を要し、本格的な回復への道のりは長期にわたることが見込まれていることもあり、それを補い、かつ、風評被害を防止するために必要不可欠な「観光情報の発信、誘客促進に関する取組み」について財政支援をいただきたい。

特に、阿蘇中部・南部地域の観光需要を完全に回復するためには、今後予定される道路等のインフラの復旧のタイミングに合わせて段階的に誘客を促す取組み（例：阿蘇地域へのモニターツアー）が必要であり、財政支援をいただきたい。

【参考：今後の復旧予定】

- ・平成29年夏 長陽大橋
- ・平成32年 国道57号北側復旧ルート、国道325号阿蘇大橋ルート

また、傷ついた阿蘇観光の創造的復興に繋げるため、地域の魅力を高める観光施設の投資を促進させ、阿蘇のブランド力を向上させる取組みへの財政支援をお願いしたい。

被災動物の救護支援

【環境省】

提案・要望事項

被災動物の救護に係る支援を行うため、次の制度の創設等をお願いしたい。

- ① 迷子動物の飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置に係る支援体制の整備
- ② 被災動物の一時預かりに係るボランティア登録制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震による被災動物の保護状況（平成29年4月12日時点）

	総計	犬	ネコ
保護数	2,024 匹	861 匹	1,163 匹
返還数	240 匹	235 匹	5 匹
譲渡数	1,259 匹	487 匹	772 匹
現在収容数	25 匹	24 匹	1 匹

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
① 迷子動物の飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置	なし	体制の整備
② 被災動物の一時預かり	なし	ボランティア登録制度の創設支援

3 要望の詳細

- ① 大規模災害発生時には、多くの迷子動物を収容する必要があるが、被災自治体においては他の災害対応業務も多く、早急に飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置を行うことは難しい。
そのため、大規模災害時に飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置が迅速に行えるよう被災自治体を支援する体制の整備をお願いしたい。
- ② 熊本地震時には被災動物の一時預かりが必要となった。県外のボランティアからも一時預かりの申出があったが、当該ボランティアによる飼育管理状況等が不明なため、活用に至らなかった。
被災自治体が全国のボランティアを安心して活用し、長期的かつ広域的な一時預かり支援が行えるよう、全国統一基準によるボランティア登録制度の創設をお願いしたい。

